

新宿区第四次男女共同参画推進計画

～ジェンダー平等社会を目指して～

(素案)

令和5(2023)年8月

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画の性格・位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 条例における基本理念 | 3 |
| 第2章 新宿区を取り巻く現状と課題 | 4 |
| 1 新宿区の現状 | 4 |
| 2 新宿区第三次男女共同参画推進計画の総括 | 8 |
| 3 男女共同参画の主な課題と方向性 | 10 |
| 第3章 計画の体系 | 15 |
| 1 計画の体系図 | 15 |
| 2 事業一覧 | 16 |
| コラム | 21 |
| 第4章 計画の内容 | 22 |
| 【計画の内容の見方】 | 22 |
| 〈ともにみとめあう〉目標1 多様性をみとめあう社会づくり | 23 |
| 〈ともにささえあう〉目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進 | 39 |
| 〈ともにかがやく〉目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進 | 56 |
| 〈ともにおもいやる〉目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現 | 69 |
| 〈ともにすすめる〉目標5 協働により計画を推進するための体制づくり | 83 |
| 主な指標一覧 | 89 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的として策定します。

新宿区がめざすものは、「男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること」（「新宿区男女共同参画推進条例*（〇ページ参照）」前文より）です。

そして、本計画の策定にあたっては、「新宿区総合計画」（基本計画）の個別施策I-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、下記の〈めざすまちの姿・状態〉から本計画のビジョン及び視点を設定しました。

新宿区総合計画（基本計画）（平成30（2018）年度～平成39（2027）年度）

基本政策I 暮らしやすさ1番の新宿

・個別施策7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」

〈めざすまちの姿・状態〉

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。



【計画ビジョン】

誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿

【3つの視点】

- ①誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします
- ②多様なライフスタイルが実現し、あらゆる場面で男女が公平に参画できるまちをめざします
- ③あらゆる暴力のない尊厳をもって暮らせるまちをめざします

第1章 計画の基本的な考え方

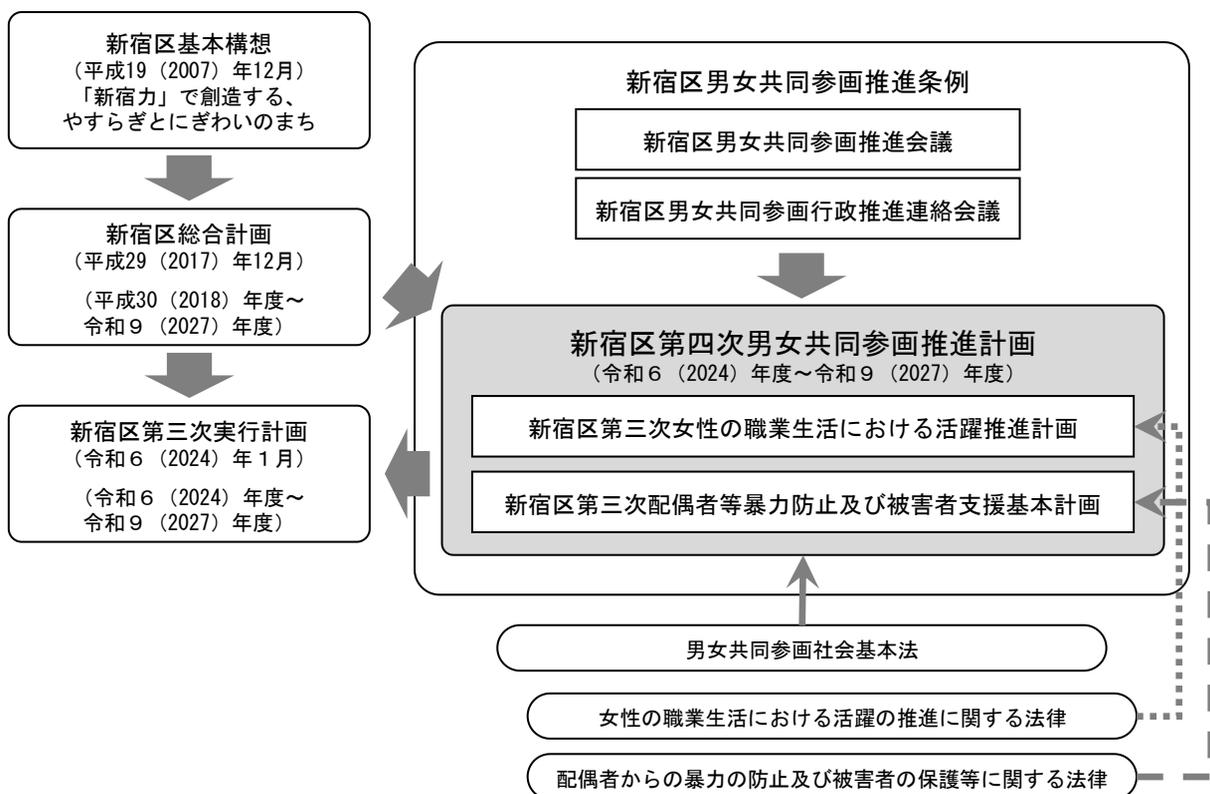
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」のうちの個別施策I-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画です。

また、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）に引き続く計画として策定しています。

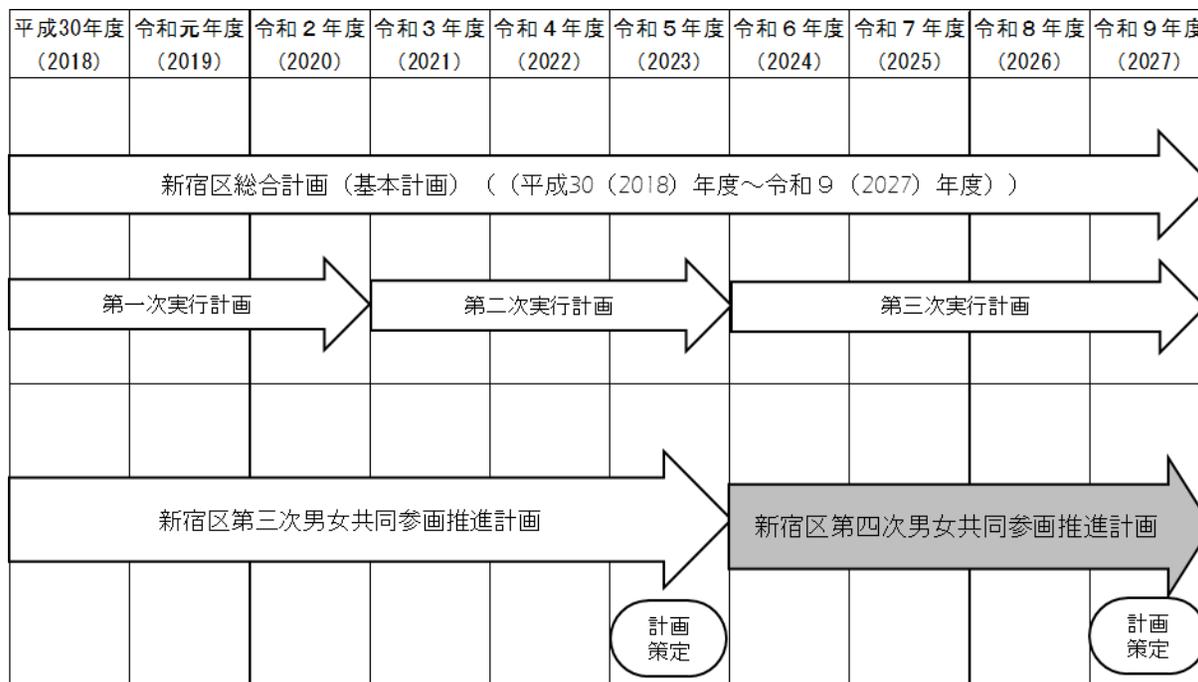
なお、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3（2）までを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条2項の規定に基づく「市町村推進計画」とします。

また、目標4（1）～（3）は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく、「市町村基本計画」とします。



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度の4年間とします。



4 条例における基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女を個人として尊重し、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会を確保します。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行により、男女の生き方が制約されることのないように配慮します。

(3) 社会のあらゆる分野での活動の方針の立案や決定過程への共同参画

社会のあらゆる分野で、活動の方針の立案や決定の過程に、男女が社会の対等な構成員として共に参画する機会を確保します。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

相互協力と社会の支援のもとに、子の養育や家庭の介護などにおいて、男女が共に家族の一員としての役割を果たし、そのほかの活動との両立ができるようにします。

(5) 国際理解と協力

地域での国際化の進展に配慮し、国際理解のもとに男女共同参画を推進します。

第2章 新宿区を取り巻く現状と課題

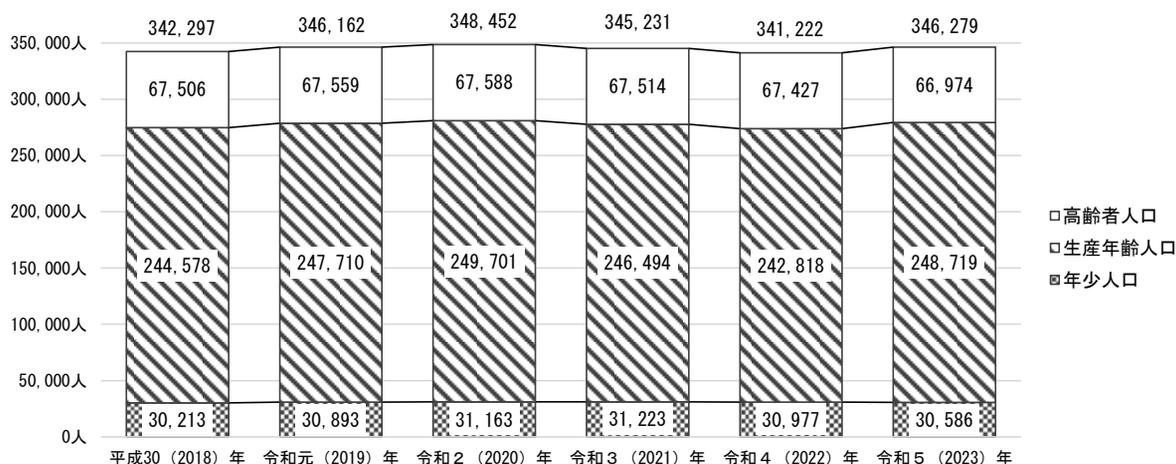
1 新宿区の現状

(1) 人口の推移、特性

本区の総人口は、令和3(2021)年から減少に転じましたが、令和5(2023)年1月1日現在で346,279人となっており、令和4(2022)年よりも増加しています。

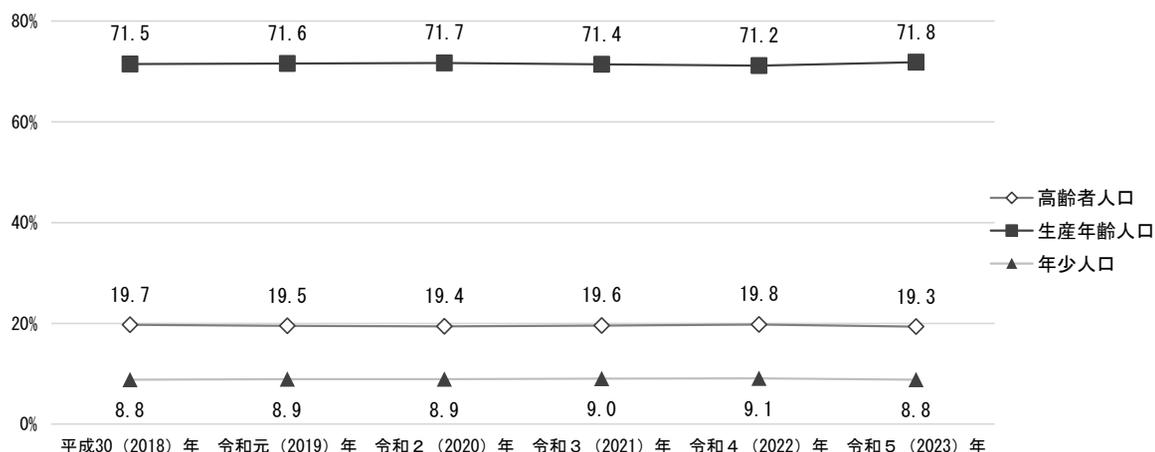
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は令和4(2022)年から、65歳以上の高齢者人口は令和3(2021)年からそれぞれ減少に転じていますが、15～64歳の生産年齢人口は、令和5(2023)年に増加に転じています。また、年齢3区分別割合をみると、生産年齢人口割合は71%台を維持しています。

■総人口及び年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

■総人口割合の推移

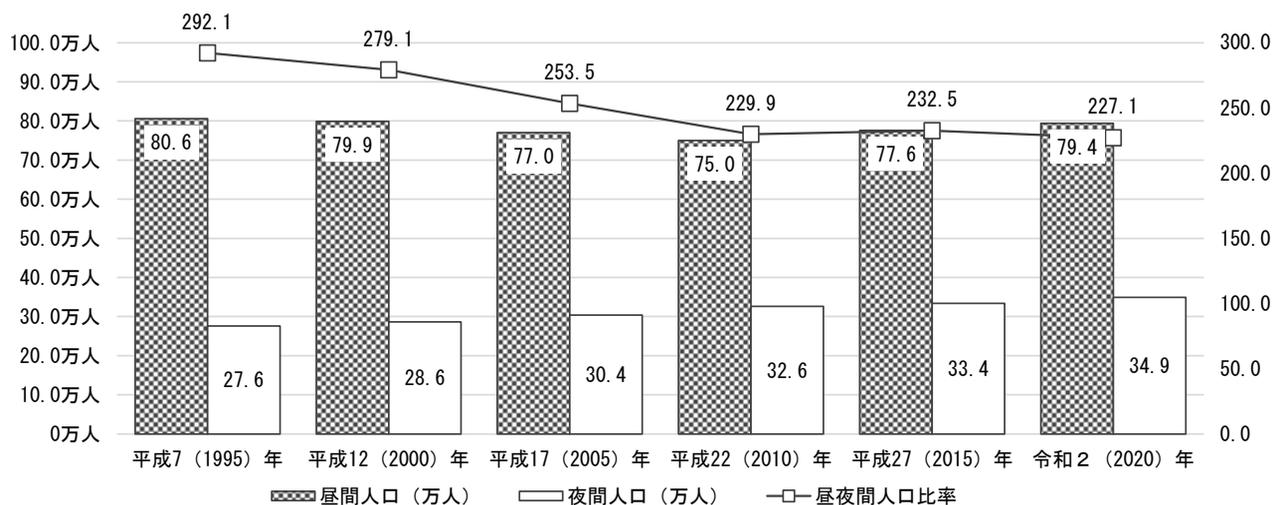


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

令和2（2020）年の本区の昼間人口は79.4万人、夜間人口（常住人口）は34.9万人で、昼夜間人口比率は227.1となり、昼間人口が夜間人口の約2.3倍となっています。

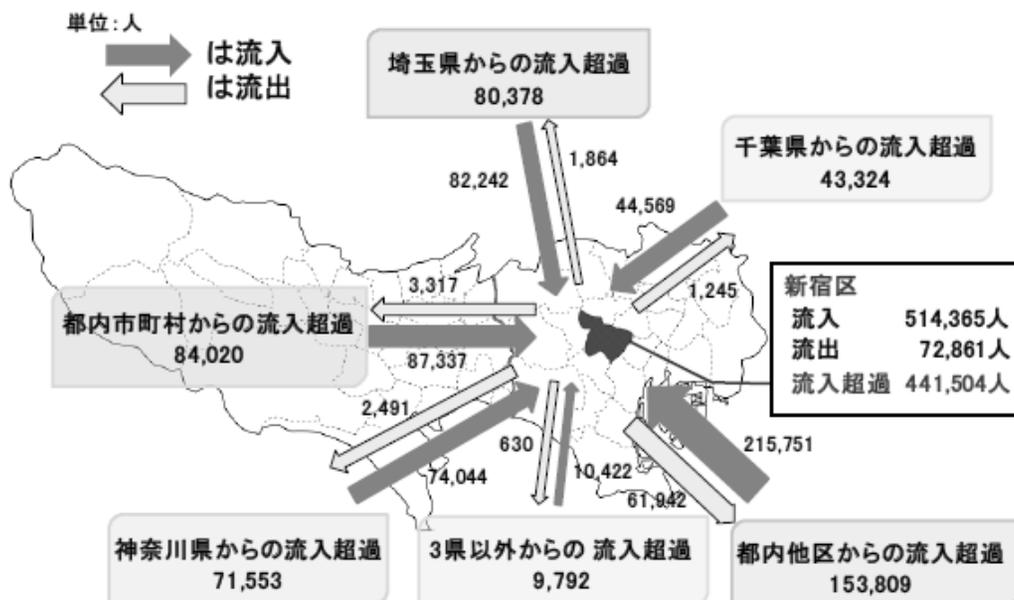
また、流入人口（本区に通勤・通学する他市区町村常住者）は51.4万人で、本区からの流出人口（他市区町村へ通勤・通学する区内常住者）の7.3万人を大きく上回り、44.2万人の流入超過となっています。

■昼間人口・夜間人口



資料：2020（令和2）年国勢調査 人口等基本集計結果 — 新宿区の概要

■流入・流出人口（通勤者・通学者）



資料：2020（令和2）年国勢調査 人口等基本集計結果 — 新宿区の概要

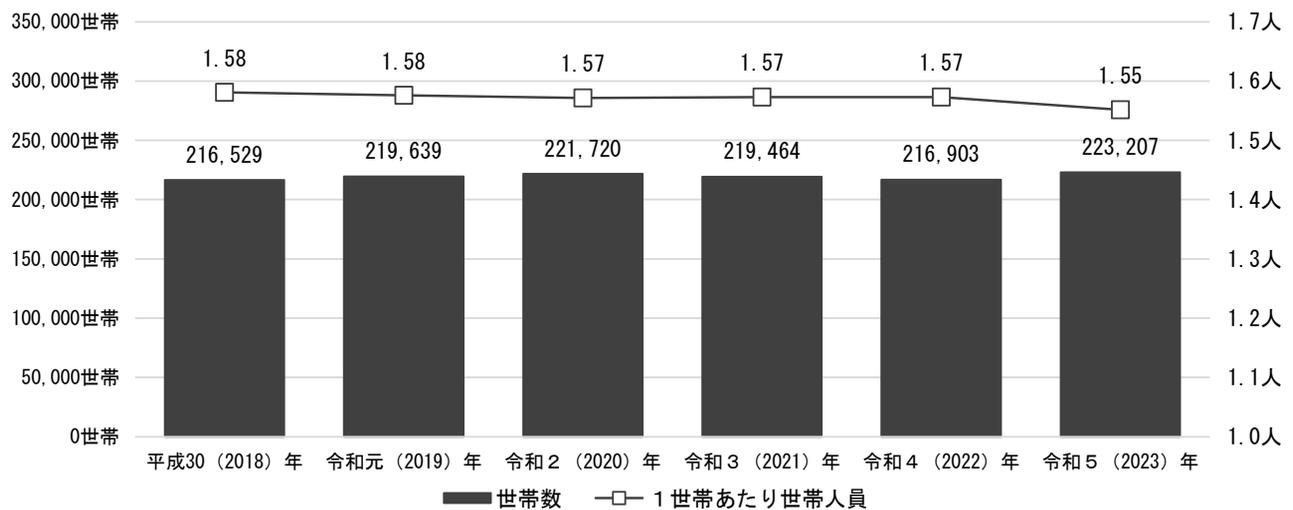
第2章 新宿区を取り巻く現状と課題

(2) 世帯数の推移

本区の世帯数は、令和3(2021)年から減少に転じましたが、令和5(2023)年1月1日現在で223,207世帯となっており、令和4(2022)年よりも増加しています。また、1世帯あたりの世帯人員は、令和5(2023)年1月1日現在で1.55人であり、令和4(2022)年より僅かに減少しています。

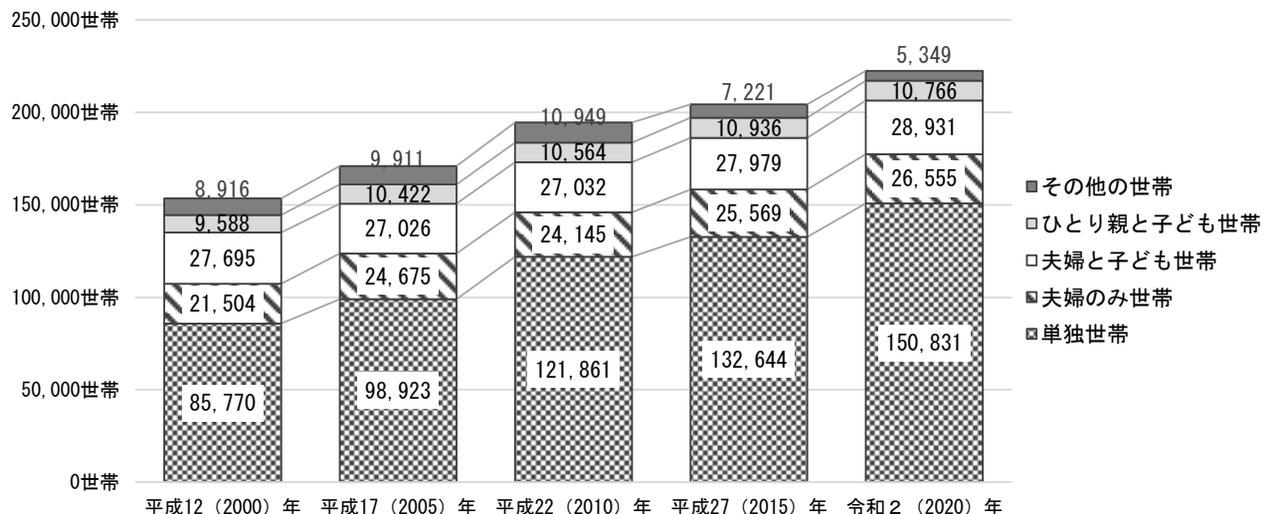
家族類型別にみると、令和2(2020)年の国勢調査では、「単独世帯」が最も多く150,831世帯となっており、平成12(2000)年と比べると、約1.8倍増加しています。

■世帯数及び平均世帯構成員



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

■一般世帯の家族類型別世帯数の推移



※「その他の世帯」とは、「核家族以外の世帯（親族）」と「非親族を含む世帯」。

※家族類型「不詳」を除く。

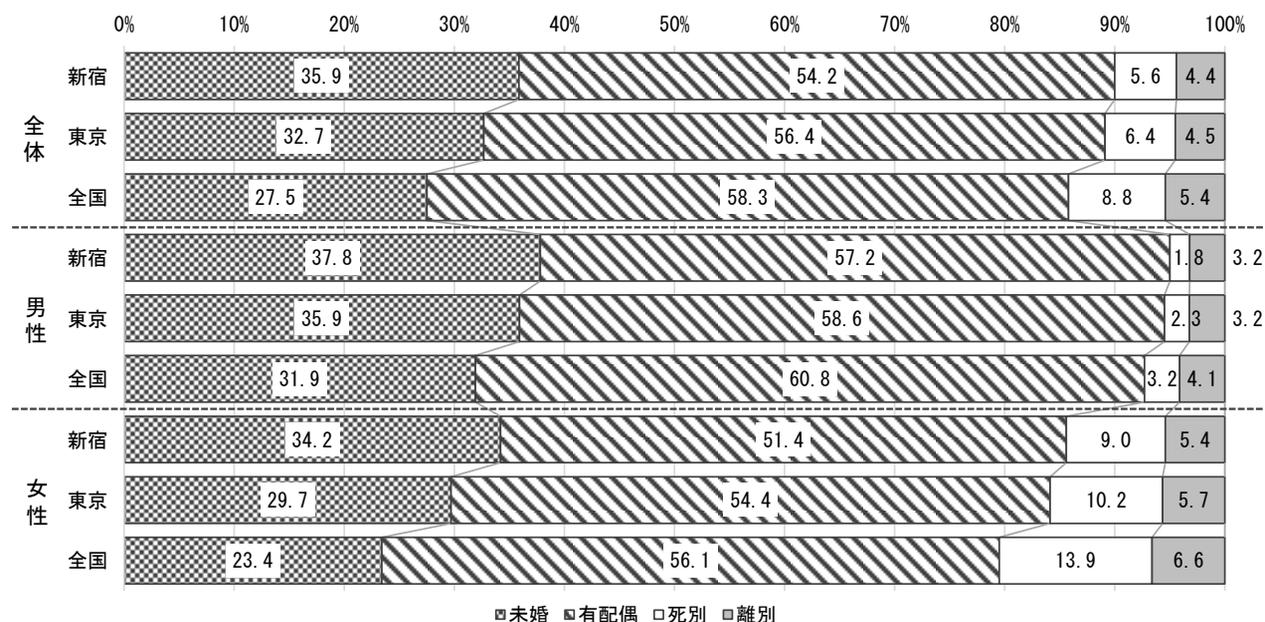
資料：2020（令和2）年国勢調査 人口等基本集計結果 — 新宿区の概要

(3) 配偶関係

2020（令和2）年国勢調査における本区の男女別15歳以上の人口を配偶関係別にみると、男性は「未婚」が37.8%、「有配偶」が57.2%、「死別」が1.8%、「離別」が3.2%となっています。一方、女性は、「未婚」が34.2%、「有配偶」が51.4%、「死別」が9.0%、「離別」が5.4%となっています。

15歳以上人口の男女に占める「未婚」の割合について、本区では男性、女性とも東京都平均、全国平均よりも高くなっています。

■配偶関係別割合



※年齢15歳以上。割合は、分母から配偶関係「不詳」を除いて算出。

資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

第2章 新宿区を取り巻く現状と課題

2 新宿区第三次男女共同参画推進計画の総括

本区では、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）に基づき、“男女がすべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現すること”をめざして、さまざまな施策を実施してきました。

目標1 〈ともにみとめあう〉多様な生き方をみとめあう社会づくり

男女があらゆる分野で等しく参画できるよう、固定的性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行ってきました。

また、生涯にわたる心とからだの健康づくりを推進するため、性や健康に関して正しい理解を深めるための啓発事業を行うとともに、保健センターを中心に様々な相談に対応してきました。

さらに、性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発事業を行うとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制を整えてきました。

<目標1の主な実績>

| | 2（2020） 年度 | 3（2021） 年度 | 4（2022） 年度 |
|------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 性別役割分担意識に反対する人の割合 (区政モニターアンケート) | 66.3% | 64.8% | 69.1% |

目標2 〈ともにささえあう〉ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介・表彰する等、働きやすい職場づくりを支援してきました。

また、男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行うことで、仕事と生活が調和した職場づくりを促進してきました。

さらに、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発活動を行ってきました。

<目標2の主な実績>

| | 2（2020） 年度 | 3（2021） 年度 | 4（2022） 年度 |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| ワーク・ライフ・バランス推進企業及び宣言企業の 認定数 | 5社 延べ206社 | 3社 延べ209社 | 10社 延べ219社 |
| 保育所持機児童数 | 1人 | 0人 | 0人 |

目標3 くともにかがやく あらゆる場面における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性はその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進してきました。

また、本区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図れるよう、本区の審議会等における女性の参画を積極的に推進してきました。

<目標3の主な実績>

| | 2 (2020) 年度 | 3 (2021) 年度 | 4 (2022) 年度 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 審議会における女性委員の比率 (各年4月1日) | 37.0% | 37.3% | 36.7% |
| 女性委員のいない審議会等の数 (各年4月1日) (区の審議会等数) | 6 (89) | 5 (90) | 4 (92) |

目標4 くともにおもいやる 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現

配偶者等からの暴力(DV)を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要であることから、DVについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進してきました。

また、被害者が抱える多様で複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門の相談員による相談や様々な自立支援を実施することで、円滑な解決に向けた複合的な支援を行ってきました。

<目標4の主な実績>

| | 2 (2020) 年度 | 3 (2021) 年度 | 4 (2022) 年度 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| DVに関する認識度 (区政モニターアンケート) | 73.9% | 75.5% | 76.5% |
| 配偶者暴力相談支援センター事業 (DV相談ダイヤル) 延べ相談件数 | 1,109 件 | 621 件 | 667 件 |

目標5 くともにすすめる 協働により計画を推進するための体制づくり

区民や事業者等、様々な主体が参画する「男女共同参画推進会議」や、横断的な庁内組織「男女共同参画行政推進連絡会議」が中心となり、計画の進捗管理を行っています。

また、女性団体相互の連携と女性のエンパワーメントを目指し、新宿区内で活動する女性団体の連絡会として「しんじゅく女性団体会議」を継続的に運営し、年間テーマに沿った講座・研修等を実施しています(令和4年度は10団体で活動)。

3 男女共同参画の主な課題と方向性

令和4年度に実施した「新宿区男女共同参画およびワーク・ライフ・バランスに関する区民・中学生・企業・従業員の意識・実態調査」の結果等を踏まえて、本区における男女共同参画の主な課題と方向性をまとめると以下ようになります。

●家庭生活、職場等での男性優遇の行動様式を変革することが求められます

- ◆ 「男は仕事、女は家庭」について、反対（合計）が7割以上を占め、前回調査よりも増加しており、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は払拭されつつあります。
- ◆ 「区民調査」では、家庭生活、職場、社会全体等での男女平等感については、8項目全てで男性優遇が増加し、「中学生調査」では、3項目中の2項目（家庭生活、社会全体）で男性優遇が増加しています。
- ◆ 年代を問わず、日常生活の様々な場面において、未だ男性優遇の意識が残っており、男女平等感を十分に実感できる状況には至っていないことから、家庭生活、職場等での男性優遇の行動様式を変革することが求められます。

●発達段階に応じた性教育、思春期や更年期の健康問題等について、誰もが理解を深めることが重要です

- ◆ 性や妊娠・出産に関して自己決定できるよう支援するために必要なことについてみると、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が6割強で最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が4割台半ばを超えています。
- ◆ 性と生殖に関する健康と権利について正しい知識を身に付け、理解を深めることが求められます。

●性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深めることが求められます

- ◆ 周りに自分の性自認や性的指向について悩んでいる人がいるかについて、「いる（いた）」が2割強となっています。また、今まで自分の性自認や性的指向について悩んだことの有無は、「ある」が5.0%であり、「18～24歳」「25～29歳」「30～34歳」では「ある」が1割を超えています。
- ◆ 性的指向及びジェンダーアイデンティティは、当事者だけの問題ではなくすべての人にかかわることであり、誰もが互いの個性や違いを尊重し、多様な考え方や生き方を理解し、認め合うことが重要です。



以上のことから、目標1を

〈ともにみとめあう〉多様性をみとめあう社会づくり

と位置づけます。

●ワーク・ライフ・バランスの理想と現実を近づけるための取組が求められます

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの理想は「すべての調和を図りたい」が5割台半ば近くで最も高く、「個人の時間を優先したい」が2割台半ば近くで続く一方、現実には「仕事を優先している」が4割強で最も高くなっています。
- ◆ 理想と現実の適合度合いは、全体では3割強にとどまり、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実との差異が大きくなっています。また、「仕事を優先」を理想とする中で、現実には「仕事を優先」できている層は7割近くの方、「すべての調和」を理想とする中で、現実には「すべての調和」できている層は2割台半ばを超えにとどまっております、理想と現実を近づけることが求められます。

●長時間労働の是正等、働き方改革のさらなる浸透が求められます

- ◆ 長時間労働の是正や解消をするための取組について、「年次有給休暇の取得促進の取組」「労働時間の適正化に向けた仕事の役割・分担の見直し」「長時間労働の従業員やその上司に対する注意や助言」「定時退社の呼びかけ」が上位に挙げられています。
- ◆ 区内事業者へのさらなる啓発を通じて、区内における働き方改革の機運をさらに高めていくことが求められます。

●仕事と家庭の両立支援をさらに進めることで、意欲のある若年層を後押しすることが求められます

- ◆ 管理職になることを薦められた場合に引き受けるかどうかについて、「男性」では肯定的評価（「引き受ける」「仕事内容や条件によっては引き受ける」の合計）が6割台半ばの一方、「女性」では4割台半ば近くにとどまります。また、性別・年齢別でみると、男女ともに「25～34歳」において肯定的評価が最も高くなっています。
- ◆ 管理職を引き受けない・わからない理由として、男女ともに「能力に自信がない」「仕事より自分の時間を充実させたい」が上位2項目に挙げられています。3番目に「女性」では「仕事と家庭の両立が困難」（3割強）が挙げられています。
- ◆ 仕事と家庭の両立支援をさらに推進し、意欲のある若年層を支援することが求められます。



以上のことから、目標2を

〈ともにささえあう〉ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

と位置づけます。

第2章 新宿区を取り巻く現状と課題

●女性が、一人ひとりの個性や能力を活かせる環境づくりをさらに進めていくことが重要です

- ◆ 従業員の正規・非正規割合について、全業種合計では、「正規従業員」が7割強、「非正規従業員」が3割近くであり、性別で見ると、「男性」では「正規従業員」が8割近くの一方、「女性」では6割強にとどまっています。
- ◆ 管理職の男女割合について、管理職全体では「男性」が8割近く、「女性」が2割強となっています。役職別では、「男性」の「係長相当職」が7割弱、「課長相当職」が8割強、「部長相当職」が9割近くとなっており、役職があがるにつれて「男性」の管理職割合が高くなっています。
- ◆ すべての人が、自らの個性や能力を活かし、社会の様々な場面において活躍していくためには、あらゆる組織や団体における意思決定過程において性別の偏りなく、多様な意見や価値観が反映されることが重要です。そのためにも、意思決定過程における女性参画のさらなる推進が求められます。

●性別にかかわらず、不公平感のない柔軟な働き方のさらなる浸透が求められます

- ◆ 女性が活躍する上で必要な取組についてみると、「仕事と家事・育児等の両立支援制度の男女差の是正に対する取組」と「出産や育児などによる休業がハンディとならないような人事制度の導入」がそれぞれ4割台半ば、「短縮勤務やテレワークなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方制度の導入」が4割強で高くなっています。
- ◆ 女性がさらに活躍するために、「両立支援制度の男女差の是正」「育児休業等がハンディにならない制度導入」「柔軟な働き方制度の導入」等、不公平感のない柔軟な働き方のさらなる浸透が求められます。

●学校教育における男女平等教育を推進することが重要です

- ◆ 男女共同参画を進めるために区が力を入れると良いことについてみると、「男女平等の意識を育てる学校教育の充実」が5割強で最も高くなっています。前回調査と比較すると、20.4ポイント上昇しています。
- ◆ 教育は、男女共同参画意識を育成するために重要な役割を担っています。引き続き、学校教育における男女平等教育を推進することが重要です。



以上のことから、目標3を

〈ともにかがやく〉あらゆる場面における男女共同参画の推進

と位置づけます。

●**精神的暴力や経済的暴力も含めて、「被害者の尊厳を著しく傷つける行為はDVである」との認識・理解をより浸透させることが重要です**

- ◆ 「DVだと思ふ行為」は、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をふるう」「首をしめる・刃物を持ち出す等命に危険を感じる行為を行う」がそれぞれ9割近い一方、「DVだと思わない行為」は、「他人に悪口を言う」が2割台半ばを超えて最も高く、「自由になるお金を制限する」が1割台半ばを超えています。
- ◆ 「デートDVだと思ふ行為」は、「殴るふりをするなどしておどす」が8割台半ばで最も高く、「人前でバカにする」が7割台半ばを超えている一方、「デートDVだと思わない行為」は「何を言っても無視する」が4割弱で最も高く、次いで「服装を指示する」が3割台半ばを超えて続いています。
- ◆ 身体的なことにとどまらず、「暴力」には様々な形態が存在しており、「被害者の尊厳を著しく傷つける行為はDVである」との認識・理解をより浸透させることが求められます。

●**性犯罪・性暴力の撲滅に向けた積極的な対応が求められます**

- ◆ 令和5（2023）月3月、国において「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」が策定されました。
- ◆ 本区は、昼間人口が夜間人口の約2.3倍、通勤・通学等での流入超過が約44万人であり、国内有数の利用者数を誇る交通結節点の特性を有しています。
- ◆ 電車等を利用する人等が性犯罪・性暴力に巻き込まれないように、本区においても対応していくことが求められます。



以上のことから、目標4を

〈ともにおもいやる〉
人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現

と位置づけます。

第2章 新宿区を取り巻く現状と課題

●区職員のジェンダー平等意識の向上が求められます

- ◆ ジェンダー平等に関わる施策・事業については、教育、労働、保健、福祉、防災等、幅広い分野・担当部署が関わっています。
- ◆ 本区における施策・事業を総合的かつ効果的に進めていくために、全庁での連携体制を堅持しつつ、区職員一人ひとりのジェンダー平等意識の向上が求められます。

●様々な関係者との協働・連携による男女共同参画の推進が重要です

- ◆ 本区では、地域のさまざまな課題に対して、区民・地域団体・ボランティア・NPO・事業者等、地域社会を構成する多くの人たちとの協働・連携を基本に、ともに考え解決していく取組を進めています。
- ◆ 新宿区男女共同参画推進条例においても、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが示されています。



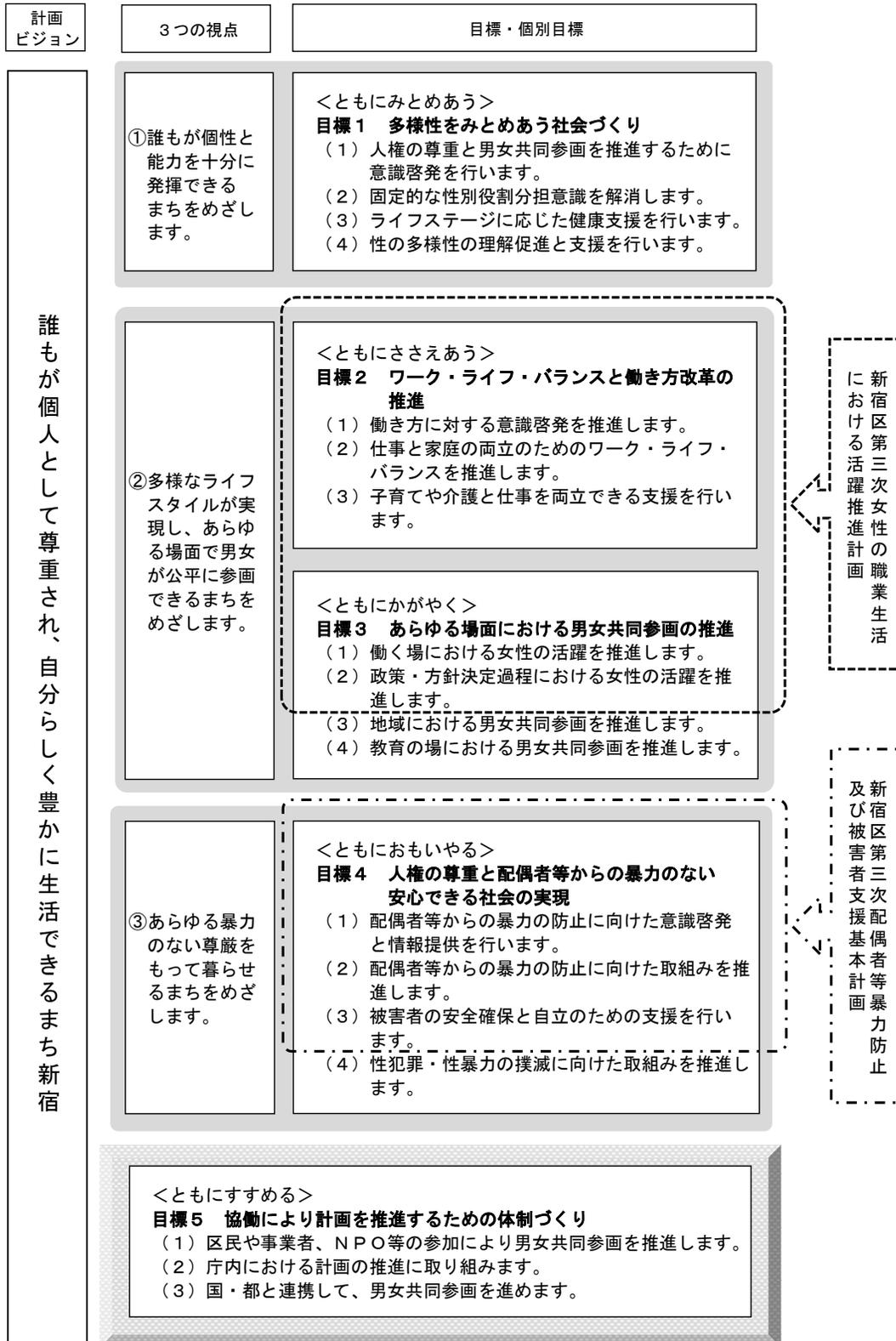
以上のことから、目標5を

〈ともにすすめる〉協働により計画を推進するための体制づくり

と位置づけます。

第3章 計画の体系

1 計画の体系図



2 事業一覧

〈ともにみとめあう〉

目標1 多様性をみとめあう社会づくり

| | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|-------|
| (1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。 | | |
| ①男女共同参画に向けた意識の形成 | | |
| 事業1 | 男女共同参画を推進するための講座の実施 | P. 25 |
| 事業2 | 男女共同参画を目指した講演会の開催 | P. 25 |
| 事業3 | 男女共同参画に関する情報提供 | P. 25 |
| 事業4 | 小中学生に向けた意識啓発の推進 | P. 26 |
| 事業5 | 相談事業の実施 | P. 26 |
| ②メディアにおける性差別の防止 | | |
| 事業6 | 広報や情報誌等を通じた男女共同参画の意識啓発 | P. 26 |
| 事業7 | 男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮 | P. 26 |
| 事業8 | メディア・リテラシーの向上 | P. 27 |
| ③性の商品化の防止 | | |
| 事業9 | 性にかかわる相談体制の整備 | P. 27 |
| 事業10 | 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進 | P. 27 |
| 事業11 | 売買春や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携 | P. 27 |
| ④男女共同参画に関する調査・研究 | | |
| 事業12 | 男女共同参画に関する意識調査の実施 | P. 28 |
| ⑤外国人が安心して暮らせるための支援 | | |
| 事業13 | 外国人への支援と交流 | P. 28 |
| 事業14 | 外国人への情報提供 | P. 28 |
| 事業15 | 外国人相談窓口の運営 | P. 28 |
| (2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。 | | |
| ①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発 | | |
| 事業16 | 若い世代に向けた意識啓発 | P. 30 |
| 事業17 | 男性に向けた意識啓発 | P. 30 |
| ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発 | | |
| 事業18 | 多様な学習機会や情報の提供 | P. 31 |
| (3) ライフステージに応じた健康支援を行います。 | | |
| ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 | | |
| 事業19 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 | P. 34 |
| 事業20 | 不妊に関する支援の充実 | P. 34 |
| ②生涯にわたる健康づくり | | |
| 事業21 | エイズ・性感染症の予防啓発 | P. 34 |
| 事業22 | 健康相談、健康診査の実施 | P. 35 |
| 事業23 | 女性の健康支援 | P. 35 |
| ③こころの健康支援 | | |
| 事業24 | メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント（こころの健康づくり） | P. 35 |
| 事業25 | 身近に相談できる環境の整備 | P. 36 |

(4) 性の多様性の理解促進と支援を行います。

①性の多様性への理解促進と支援

| | | |
|-------|-------------------------------------|-------|
| 事業 26 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進 | P. 38 |
| 事業 27 | 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にかかわる相談窓口の周知 | P. 38 |
| 事業 28 | NPO等との連携による支援 | P. 38 |
| 事業 29 | 庁内での取組推進、職員の意識啓発 | P. 38 |

〈ともにささえあう〉

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

(1) 働き方に対する意識啓発を推進します。

①多様で柔軟な働き方を進める意識改革

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 事業 30 | ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催 | P. 44 |
| 事業 31 | ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | P. 45 |

(2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。

①区内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 事業 32 | ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定 | P. 47 |
| 事業 33 | ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 | P. 47 |
| 事業 34 | 働き方による不利益を解消するためのしくみづくり | P. 48 |
| 事業 35 | ワーク・ライフ・バランス推進企業の経営支援 | P. 48 |

②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 事業 36 | 地域活動への参加の促進 | P. 48 |
| 事業 37 | 区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施 | P. 48 |

③区職員のワーク・ライフ・バランスの推進

| | | |
|-------|---------------------------|-------|
| 事業 38 | 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進 | P. 49 |
| 事業 39 | 区職員のハラスメント防止体制の強化 | P. 49 |

(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。

①子育てを行う家庭に対する支援

| | | |
|------------|-----------------------|-------|
| 事業 40 | 保育基盤整備の推進 | P. 51 |
| 事業 41 | 学童クラブの定員拡充 | P. 51 |
| 事業 42 | 子どもから若者までの切れ目のない支援 | P. 52 |
| 事業 43 | 地域における子育て支援サービスの推進 | P. 52 |
| (再掲) 事業 25 | 身近に相談できる環境の整備 | P. 52 |
| 事業 44 | 一時保育など多様なサービスの実施 | P. 53 |
| 事業 45 | 病児・病後児保育の実施 | P. 53 |
| 事業 46 | ファミリーサポート事業の推進 | P. 53 |
| 事業 47 | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 | P. 54 |
| 事業 48 | 子育て中の親に対する学習機会の提供 | P. 54 |
| 事業 49 | 在宅子育てサービスの実施 | P. 54 |

②介護を行う家庭に対する支援

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 事業 50 | 性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進 | P. 55 |
| 事業 51 | 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進 | P. 55 |
| 事業 52 | 介護保険サービスの基盤整備 | P. 55 |

第3章 計画の体系

〈ともにかがやく〉

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------|
| (1) 働く場における女性の活躍を推進します。 | | |
| ①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援 | | |
| 事業 53 | 女性の就職・再就職・転職の支援 | P. 57 |
| 事業 54 | 起業支援の実施 | P. 57 |
| 事業 55 | 女性デジタル人材育成支援事業の実施 | P. 57 |
| 事業 56 | ひとり親家庭への支援 | P. 58 |
| (2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。 | | |
| ①女性の政策・方針決定過程への参画 | | |
| 事業 57 | 区の審議会等における女性委員の割合 | P. 60 |
| 事業 58 | 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発 | P. 60 |
| ②区職員における女性活躍の推進 | | |
| 事業 59 | 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進 | P. 61 |
| (3) 地域における男女共同参画を推進します。 | | |
| ①地域活動での男女共同参画の推進 | | |
| 事業 60 | 地域活動への参加の促進 | P. 63 |
| 事業 61 | 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実 | P. 63 |
| ②家庭・地域団体での男女共同参画の推進 | | |
| 事業 62 | 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供 | P. 64 |
| 事業 63 | 地域の人材育成支援 | P. 65 |
| (4) 教育の場における男女共同参画を推進します。 | | |
| ①教育分野における男女共同参画の推進 | | |
| 事業 64 | 男女共同参画の視点からの教育活動の編成 | P. 67 |
| 事業 65 | 適切な進路指導の徹底 | P. 67 |
| ②教職員の男女共同参画の推進 | | |
| 事業 66 | 男女平等教育研修の実施 | P. 67 |
| 事業 67 | 女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励 | P. 67 |
| ③保護者への男女共同参画に関する情報発信 | | |
| 事業 68 | 保護者への学習機会や情報の提供 | P. 68 |

〈ともにおもいやる〉

目標 4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現

| | | |
|-------------------------------------|--------------------------|-------|
| (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。 | | |
| ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進 | | |
| 事業 69 | 「女性の人権」に関する意識の向上 | P. 75 |
| 事業 70 | 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進 | P. 75 |
| 事業 71 | 若年層に向けたDV防止啓発の実施 | P. 76 |
| ② 虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進 | | |
| 事業 72 | 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み | P. 76 |
| 事業 73 | 高齢者虐待防止に向けた取組み | P. 77 |
| 事業 74 | 障害者虐待防止に向けた取組み | P. 77 |
| (2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。 | | |
| ① 相談支援体制の整備 | | |
| 事業 75 | DVに関する専門相談 | P. 79 |
| 事業 76 | DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携 | P. 79 |
| 事業 77 | 女性への暴力に関する相談体制の整備 | P. 79 |
| ② 外国人被害者への対応 | | |
| 事業 78 | 外国人被害者への対応 | P. 80 |
| ③ 暴力の防止に向けた推進体制の整備 | | |
| 事業 79 | 配偶者暴力相談支援センター事業の実施 | P. 80 |
| 事業 80 | 警察・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 | P. 80 |
| 事業 81 | 国・都への要望と連携 | P. 80 |
| (3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。 | | |
| ① 被害者の安全確保 | | |
| 事業 82 | 女性・母子等の緊急一時保護 | P. 81 |
| ② 被害者の自立に向けた支援 | | |
| 事業 83 | DV被害者に対する自立支援に向けた連携 | P. 81 |
| 事業 84 | 民間団体・NPO等との連携 | P. 81 |
| (4) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。 | | |
| ① 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みの推進 | | |
| 事業 85 | 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発 | P. 82 |

第3章 計画の体系

〈ともにすすめる〉

目標5 協働により計画を推進するための体制づくり

| | | |
|------------------------------------|---------------------------|-------|
| (1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。 | | |
| ①区民参画による男女共同参画の推進 | | |
| 事業 86 | 男女共同参画推進会議の運営 | P. 83 |
| ②事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進 | | |
| 事業 87 | しんじゆく女性団体会議等の運営 | P. 84 |
| (2) 庁内における計画の推進に取り組みます。 | | |
| ①庁内での計画推進 | | |
| 事業 88 | 男女共同参画行政推進連絡会議の運営 | P. 85 |
| (再掲) 事業 37 | 区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施 | P. 86 |
| (再掲) 事業 38 | 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進 | P. 86 |
| (再掲) 事業 58 | 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発 | P. 86 |
| (再掲) 事業 59 | 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進 | P. 87 |
| (再掲) 事業 66 | 男女平等教育研修の実施 | P. 87 |
| ②計画の進捗管理 | | |
| 事業 89 | 男女共同参画の着実な推進 | P. 88 |
| (3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。 | | |
| ①国・都への要望と連携 | | |
| (再掲) 事業 81 | 国・東京都への要望と連携 | P. 88 |

コラム

<男女共同参画とは？>

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第2条より）

本計画においても「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」を計画ビジョンとして掲げています。

<ジェンダーとは？>

ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（第5次男女共同参画基本計画 用語解説より）

例) おもちゃに関する性差「男の子だから電車が好き」「女の子だからお人形が好き」など

職業に関する性差「鉄道運転士は男性」「パティシエは女性」など

<ジェンダー平等とは？>

ジェンダー平等とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

男性と女性は身体づくりは違っていても平等です。

ところが、今の社会では男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。

そこで世界中で法律や制度を変えたり、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのための取組みが行われています。

（内閣府 男女共同推進連携会議発行 みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等より）

第4章 計画の内容

【計画の内容の見方】

新宿区第四次男女共同参画推進計画の内容を、施策体系別に記載しています。

例

◆**実行計画事業**
新宿区第三次実行計画事業については、★を付しています。

| 事業 30 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催 | | | |
|---|----------------------|---------------|---------|
| 内容 | | | 担当課 |
| ★ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数 | 6回 | 6回 | 各年度6回 |

◆**現況**
指標の現況を示しています。新規事業のため、現況がない場合は「-」で示しています。

◆**9年度目標**
新宿区第四次男女共同参画推進計画の最終年度である9年度末の目標を示しています。上記以外の目標年度を記した場合は、個別の計画・事業の目標年度を記載しています。

※年号については、特に記載のないものは「令和」で表示しています。

(例：「6年度」は令和6(2024)年度のことです。)

〈ともにみとめあう〉

目標 1 多様性をみとめあう社会づくり

(1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。

基本方針

誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまちを実現するためには、区民一人ひとりが人権を尊重し、性別、世代、国籍、価値観やライフスタイル等、それぞれが有する多様性をみとめあうことが求められます。

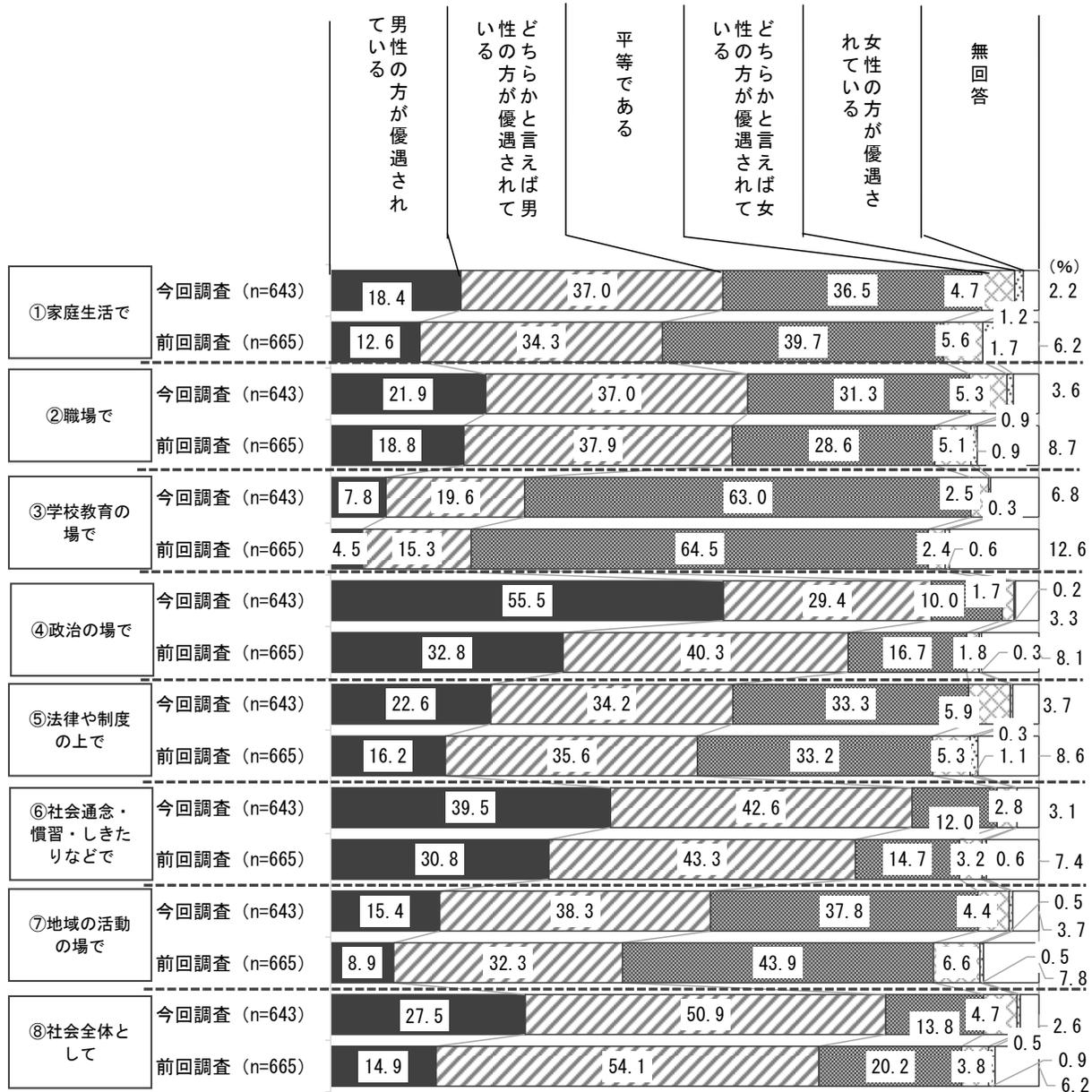
子どもから大人のあらゆる世代に対して、多様な考え方や価値観を理解するための意識啓発や学びの機会の提供などをおして、ジェンダー平等の意識を醸成します。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、男女の地位が平等であるかについてみると、「平等である」は「③学校教育の場で」が6割台半ば近くで最も高く、その他の分野では4割未満となっています。一方、「男性優遇」は「④政治の場で」が8割台半ば近くで最も高く、次いで「⑥社会通念・慣習・しきたりなどで」が8割強、「⑧社会全体として」が8割近くであり、「①家庭生活で」「②職場で」「⑤法律や制度の上で」「⑦地域の活動の場で」においても、「男性優遇」が5割を超えています。区内のさまざまな分野において、依然として男性の方が優遇されているという意識が根強く残っており、日常生活のさまざまな場面において、ジェンダー平等を推進していくための取組みが重要視されます。
- ◆ 売春や援助交際等の性的身体の商品化や、ポルノやセックスアピールを利用した広告等の性的情報等、女性の性をモノ扱いする「性の商品化」が日常化しており、「性の商品化」防止に向けた取組みを進めていくことが求められます。
- ◆ 「東京都 市区町村別・地域別外国人人口（令和4年1月1日現在）」によると、本区の外国人人口は33,907人であり、23区内で2番目に多くなっており、外国人にも配慮した男女共同参画の推進が求められます。

第4章 計画の内容

■さまざまな分野における男女の地位の平等感



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①男女共同参画に向けた意識の形成

区民一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解し、行動していくことができるように、講座やフォーラムのほか、情報誌等の様々な機会や媒体を通じて広報・啓発活動を展開するとともに、相談事業を実施します。

事業1 男女共同参画を推進するための講座の実施

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|---------|
| 男女共同参画を推進するための啓発講座を実施します。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |

事業2 男女共同参画を目指した講演会の開催

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|---------|
| 家庭や職場における性別役割分担意識を見直す動きにつなげていくため、区民との協働により男女共同参画社会を目指すための講演会やフォーラムなどの催しを開催します。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数 | 7人 | 10人 | — |

事業3 男女共同参画に関する情報提供

| 内容 | | 担当課 |
|---|--|---------|
| 広報紙やホームページ等により、男女共同参画について区民にわかりやすく積極的な情報提供を行います。 | | 区政情報課 |
| 情報誌や広報紙・ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取組みを紹介します。 | | 男女共同参画課 |
| 男女共同参画に関する図書などの充実を図り、貸し出しを行います。 | | |

第4章 計画の内容

| 事業4 小中学生に向けた意識啓発の推進 | |
|--|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 小学5年生及び中学2年生を対象に男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女共同参画の意識づくりを行います。 | 男女共同参画課 |

| 事業5 相談事業の実施 | |
|--|---------|
| 内容 | 担当課 |
| ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。 | 男女共同参画課 |
| 相談機関相互で連携を図ります。 | |

②メディアにおける性差別の防止

本区の広報や刊行物等においては、性差別を想起させない表現を用いる等、男女共同参画の視点を重視して情報発信します。また、区民自らが、メディア情報を的確に読み解く力を伸ばすとともに、主体的に判断し、メディアを活用できる能力を養成するための支援を行います。

| 事業6 広報や情報誌等を通じた男女共同参画の意識啓発 | | | |
|---|----------------------|---------------|---------|
| 内容 | | | 担当課 |
| 区の広報や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 性別役割分担意識に反対する人の割合 (区政モニターアンケート) | 70% | 75% | 対前年度増 |

| 事業7 男女共同参画の視点からの広報、出版物についての配慮 | |
|--|-----|
| 内容 | 担当課 |
| 区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながらない表現に努めます。 | 各課 |

事業8 メディア・リテラシーの向上

| 内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---------|
| 講座、講演会等により、メディア・リテラシーの向上を図ります。 | 男女共同参画課 |

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|-------|
| コンピューター利用を推進する中で、メディア・リテラシーを含めた情報教育を実施します。 | | | 教育指導課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 小学生・中学生対象に情報モラル出前授業 | 実施 | 実施 | 継続実施 |
| 教員対象の情報モラル研修 | 実施 | 実施 | 継続実施 |

③性の商品化の防止

性に関わる相談体制を整備するとともに、性に対する正しい理解を深めるための意識啓発をNPO等と連携して行います。

事業9 性にかかわる相談体制の整備

| 内容 | 担当課 |
|--|------------------|
| 女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都や区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。 | 男女共同参画課 生活福祉課 |

事業10 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 情報誌や講座等を通じて、売買春に関する情報提供を行い、売買春や性の商品化防止について意識啓発を行います。 | 男女共同参画課 |

事業11 売買春や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| NPO等と連携し、売買春や性の商品化等の防止に向けた意識啓発に取り組めます。 | 男女共同参画課 |

第4章 計画の内容

④男女共同参画に関する調査・研究

区内における男女共同参画に関する実態を定期的に把握するために、調査・研究活動を行います。

| 事業 12 男女共同参画に関する意識調査の実施 | | | |
|---|--------------------------|-------------------|------------------|
| 内容 | | | 担当課 |
| 「男女共同参画に関する意識について」をテーマに区政モニターアンケートを実施します。 | | | 区政情報課 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 「男女共同参画に関する意識について」 の区政モニターアンケートの実施 | 年 1 回 | 年 1 回 | 1 回 |

⑤外国人が安心して暮らせるための支援

誰もが、人種・国籍・文化の違いを認め合い、国際理解を深め、互いを尊重し、安心して暮らしやすく活動できるまちにするため、地域での交流促進や、国際理解を深めるための情報を発信します。また、情報提供や相談体制を多言語で対応します。

| 事業 13 外国人への支援と交流 | |
|---|--------------|
| 内容 | 担当課 |
| 地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有や相互の事業協力等を通じて多文化共生のまちづくりを推進します。 | 多文化共生 推進課 |

| 事業 14 外国人への情報提供 | |
|---|--------------|
| 内容 | 担当課 |
| 新宿生活スタートブック、外国語版広報紙、生活情報紙を発行します。 | 多文化共生 推進課 |
| 外国人向け生活情報ホームページ、外国語版 SNS により、生活情報等を外国人に提供します。 | |

| 事業 15 外国人相談窓口の運営 | |
|------------------|--------------|
| 内容 | 担当課 |
| 外国人相談窓口を運営します。 | 多文化共生 推進課 |

(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。

基本方針

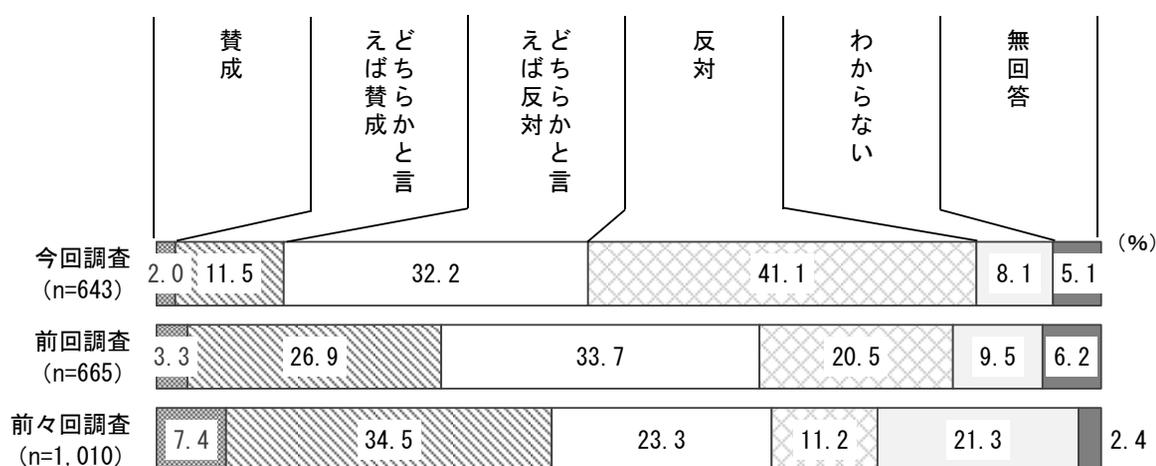
日常生活のあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を生じさせないように、区民一人ひとりが、自らの無意識の価値観や行動様式を振り返り、意識改革や改善を図ることができるよう、意識啓発に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識については、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた「反対（合計）」が7割台半ば近くであり、前回調査と比較すると19.1ポイント増加しています。
- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」の結果を見ても、区民と同様、「反対（合計）」が大幅に増加しており、固定的な性別役割分担意識は着実に解消されつつあります。
- ◆ 一方、「親が単身赴任中」ときくと、父親を想起する」や「介護中の社員」ときくと、女性社員を想起する」等、無意識の思い込みは、日常生活の様々な場面で根強くみられることから、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、そうした意識に基づく行動様式を変革していくための取組みを推進することが重要です。

■性別役割分担意識に対する考え

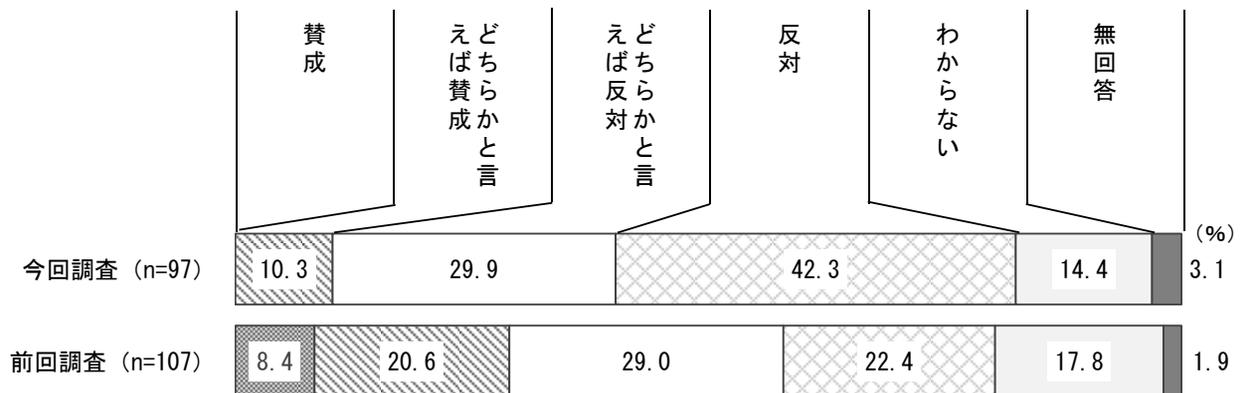
【区民】



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

第4章 計画の内容

【中学生】



資料：「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発

若い世代や男性が男女共同参画社会についての認識を深めることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

事業 16 若い世代に向けた意識啓発

| 内容 | | | 担当課 |
|---|--------------------------|-------------------|---------|
| 若い世代に対し、若者向け講座等を通して、男女共同参画社会の必要性についての認識を深めることができるよう、継続的な意識啓発を行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 若者対象講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |
| 若者のつどいの開催 | 年1回 | 年1回 | 1回 |

事業 17 男性に向けた意識啓発

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|---------|
| 男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識を持てるよう、学習の機会や情報提供を通し、継続的な意識啓発を行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 男性対象講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |

②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発

誰もが、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、地域において、男女共同参画の視点を取り入れた多様な学習機会や情報を提供します。

事業 18 多様な学習機会や情報の提供

| 内容 | | | 担当課 |
|---|----------------------|---------------|-------|
| 家庭教育・子育てへの保護者等の参加を促進する機会となるよう、家庭教育事業の土・日曜日の実施やテーマ設定を行います。 | | | 教育支援課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 各種講座(家庭教育講座・PTA 研修会・家庭教育支援セミナー・PTA への専門家派遣)の実施 | 実施 | 実施 | 継続実施 |
| 入学前プログラムの実施回数 | 年 29 回 | 年 29 回 | |
| 家庭教育ワークシートの作成・配布 | 実施 | 実施 | |

| 内容 | | | 担当課 |
|---|----------------------|---------------|-----------|
| 区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。 | | | 生涯学習スポーツ課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援に特化した支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数 | — | 8 事業 | 8 事業 |

| 内容 | | | 担当課 |
|--|----------------------|---------------|------------|
| レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。 | | | 生涯学習スポーツ課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 生涯学習館まつりを全 5 館で開催 | 全 5 館で実施 | 全 5 館で実施 | 全 5 館で実施 |
| 生涯学習館まつり参加団体数 | — | 登録団体数の 30% | 登録団体数の 30% |

第4章 計画の内容

| 内容 | | | 担当課 |
|---|--------------------------|-------------------|---------------|
| 職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライフアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。 | | | 生涯学習 スポーツ課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 暮らしを豊かにする講座やニーズの高い講座など、多様な講座の開催 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 内容 | | | 担当課 |
| 指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。 | | | 生涯学習 スポーツ課 |
| 新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。 | | | |

(3) ライフステージに応じた健康支援を行います。

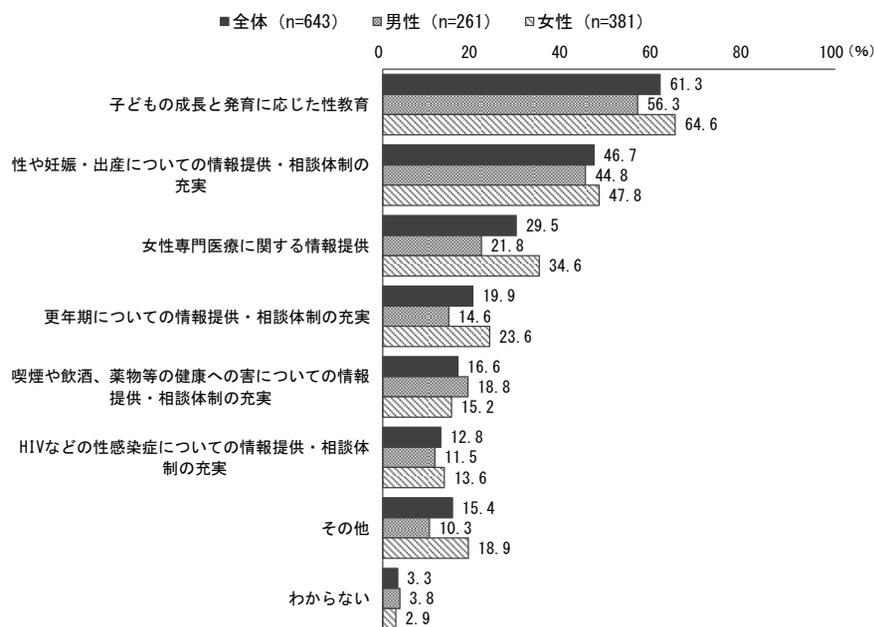
基本方針

男女がお互いの性差を十分に理解しつつ、すべての人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）であり続けるために、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進します。

現状と課題

- ◆ 男女共同参画を進めていく上で、男女がお互いの性差を十分に理解し、相手に対する思いやりを持ちながら生きていくことが重要です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、発達段階に応じた性教育や、生理、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶等、若年期から誰もが正しい知識や情報を得ることが求められます。また、誰もが生涯にわたり良好な健康状態であることが望まれ、特に女性においては、思春期、妊娠・出産期、更年期等、ライフステージにより女性特有の病気や心身の健康状態の変調があることから、各年代に応じた適切な健康支援が重要です。
- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、性別にかかわらず性と生殖に関する健康を保持し、性や妊娠・出産に関して自己決定できるよう支援するために必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が上位に挙げられており、区民ニーズへの対応という観点からも、発達段階に応じた性教育や、性と生殖に関する相談体制をより充実させていくことが求められます。

■性別にかかわらず性と生殖に関する健康を保持し、性や妊娠・出産に関して自己決定できるよう支援するために必要なこと



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

第4章 計画の内容

取組みの方向

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等について、正しい知識を身につけ適切な対応をするため、性と生殖に関する健康と権利について普及啓発を行うとともに、不妊に関する専門相談体制を整備します。

事業 19 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 性と生殖に関する健康と権利について、講座や情報誌等を通じて普及啓発を行います。また、性と生殖に関する正しい知識や情報については女性の健康支援センター（四谷保健センター内）等と協力して普及啓発を行います。 | 男女共同参画課 |

事業 20 不妊に関する支援の充実

| 内容 | 担当課 |
|---|--------|
| 不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」、「不育症検査助成事業」、「不妊治療費（先進医療）助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知します。また、女性の健康支援センター（四谷保健センター内）で女性の産婦人科医師による不妊に関する専門相談を実施します。 | 健康づくり課 |

②生涯にわたる健康づくり

男女が互いの性差を理解・尊重するとともに、青少年の健全育成のためにも、性や健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、誰もが生涯にわたる心身の健康づくりを支援し、特に女性の健康づくりの推進のため、ライフステージに応じた支援を行います。

事業 21 エイズ・性感染症の予防啓発

| 内容 | 担当課 |
|--|-------|
| エイズ及び性感染症のまん延防止のため、感染予防の正しい知識の普及啓発を、講演会・健康教育・リーフレット配布・アルタビジョン放映等を通して行います。早期発見のため、検査・相談を実施します。区内の患者の療養を支援します。 | 保健予防課 |

事業 22 健康相談、健康診査の実施

| 内容 | 担当課 |
|--|----------------|
| 区民の疾病予防や健康管理・健康づくりの充実を図るため、ライフステージを通じた健康相談、健康診査を実施します。 | 健康づくり課、各保健センター |

事業 23 女性の健康支援

| 内容 | 担当課 |
|--|----------|
| 四谷保健センター内の女性の健康支援センターでは、思春期から老年期までのライフステージに応じた女性の健康を支援する取組みを行っています。女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、女性特有のがんについての普及啓発を行います。 | 四谷保健センター |

③こころの健康支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する理解促進を図るとともに、本人や家族への支援、事業者におけるメンタルヘルスに関しても支援します。

また、こころの健康について、身近に相談できる環境を整備します。

事業 24 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント(こころの健康づくり)

| 内容 | 担当課 | | |
|--|----------------------|----------------|------|
| ライフステージに応じた区民のこころの健康づくりを推進するため、専門家による講演会や講習会、リーフレットの配布等を通して、こころの病気についての知識、ストレスの原因やストレスへの対処方法、休養の確保について、普及啓発を行います。また、会議等により関係機関と連携をすることで、ストレスに対処できる環境づくりを支援します。 | 保健予防課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 11 (2029) 年度目標 | 年度目標 |
| 睡眠で十分な休養が取れている人の割合 | 26% (※) | 80% | - |

※ 第三次男女共同参画推進計画での指標は「睡眠で十分な休養が取れていない人の割合」

第4章 計画の内容

| 事業 25 身近に相談できる環境の整備 | | | |
|---|----------------------|----------------|-----------------------------|
| 内容 | | | 担当課 |
| <p>こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。</p> | | | <p>保健予防課、健康づくり課、各保健センター</p> |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 11 (2029) 年度目標 | 年度目標 |
| こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 | 52% | 56% | - |

(4) 性の多様性の理解促進と支援を行います。

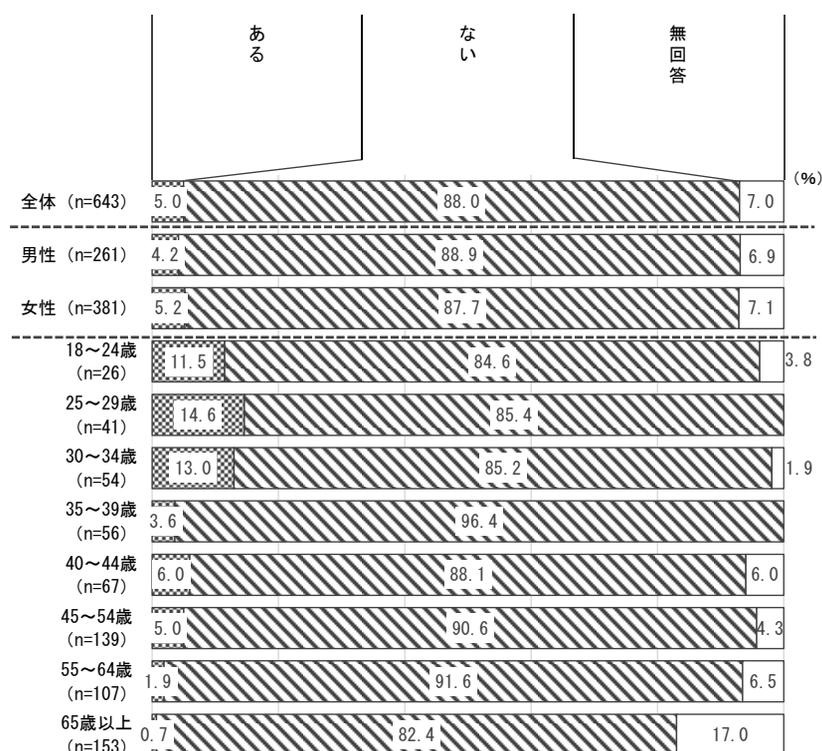
基本方針

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性は、当事者だけの問題ではなく、すべての人に関わることであり、誤った知識により偏見や差別を生じさせないことが求められます。性の多様性への理解促進のために意識啓発を行います。

現状と課題

- ◆ 令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。同法では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現」することが目的として掲げられており、基礎自治体である本区においても、すべての人の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、理解を深めていくための施策・事業を進めていくことが求められます。
- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、自分の性自認や性的指向について悩んだ経験について、10代後半から30代前半にかけて1割以上が「ある」と回答しており、性の多様性に対する理解促進が求められます。

■ 自分の性自認や性的指向について悩んだ経験



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

第4章 計画の内容

取組みの方向

①性の多様性の理解促進と支援

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について正しい認識・理解を図るためにNPO等と連携して意識啓発を行うとともに、性に関する悩みを抱えた当事者や家族等からの相談に応じます。

事業 26 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 情報誌や講座、ホームページ等を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発を行います。講座等の開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | 男女共同参画課 |
| 性の多様性の理解を深めるための啓発グッズを作成し、配布します。 | |
| 小学5年生及び中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発を行います。 | |

事業 27 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にかかわる相談窓口の周知

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当事者や家族等の悩みについて「性と生」アドバイザーによる相談窓口の周知をホームページや情報誌などで行います。 | 男女共同参画課 |

事業 28 NPO等との連携による支援

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| NPO等と連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する講座等の開催や情報提供を行います。 | 男女共同参画課 |

事業 29 庁内での取組み推進、職員の意識啓発

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 窓口対応や行政サービスの実施にあたり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する相談や対応等の状況を調査し、庁内で情報共有を図っていきます。また、調査結果を公表し、区の実情を周知します。 | 男女共同参画課 |
| 庁内の関係各課と連携し、取組みを進めていくための連絡会議を設置します。 | |
| 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、職員の理解に必要な正しい知識、窓口対応等を記載したハンドブックを作成し、全職員に配布します。 | |

〈ともにささえあう〉

目標 2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

「新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画」

I. 背景

平成 27 (2015) 年 9 月、女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会等を目指すことを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が公布されました。

令和 4 (2022) 年 4 月の改正では、女性活躍に関する民間事業主の情報公表の義務が強化され、対象範囲が、従来の労働者数 301 人以上の事業主から労働者数 101 人以上の事業主に拡大されました。また、同年 7 月の改正では、女性の活躍に関する情報公表の項目として「男女の賃金の差異」が、労働者数 301 人以上の事業主において必須となりました。

本区では、「新宿区第二次男女共同参画推進計画平成 27 (2015) 年度見直し」において、「女性の職業生活における活躍推進計画」を策定し、平成 30 (2018) 年 2 月に「新宿区第三次男女共同参画推進計画」に包含する形で、「新宿区第二次女性の職業生活における活躍推進計画」を策定しています。

今回策定する「新宿区第四次男女共同参画推進計画」においても、〈ともにささえあう〉目標 2「ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進」と、〈ともにかがやく〉目標 3 あらゆる場面における男女共同参画の推進の「(1) 働く場における女性の活躍を推進します。」と「(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。」を、「新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画」と位置づけます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、働き方が多様化してきています。また、共働き世帯やひとり親世帯、単身世帯の増加等、家族のあり方も多様化する中、従来の仕事優先の働き方ではない、柔軟に働き方を選びつつ働き続けられる環境づくりが重要視されます。

女性があらゆる職業の担い手になるための支援を充実するとともに、家事、育児、介護等、様々な家庭事情を有する人が、自らの個性と能力を發揮しながら働き続け、活躍することができる環境を整備することが求められます。

II. 計画の期間

本計画は、令和 6 (2024) 年度から令和 9 (2027) 年度の 4 年間とします。

第4章 計画の内容

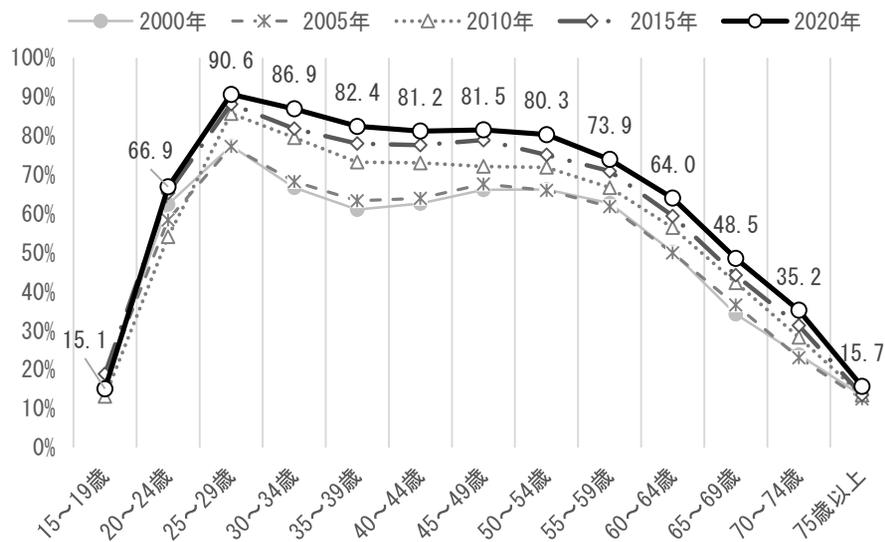
Ⅲ. 新宿区のワーク・ライフ・バランス等の現状

①女性の就労状況

本区の女性の年代別労働力の推移をみると、2000年代当初は30代に落ち込み40代後半で再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いていましたが、2020年には30代の窪みが浅くなっており、結婚・出産を機に離職し、育児が落ち着いた時期に再び働きはじめるという傾向は薄らいできています。

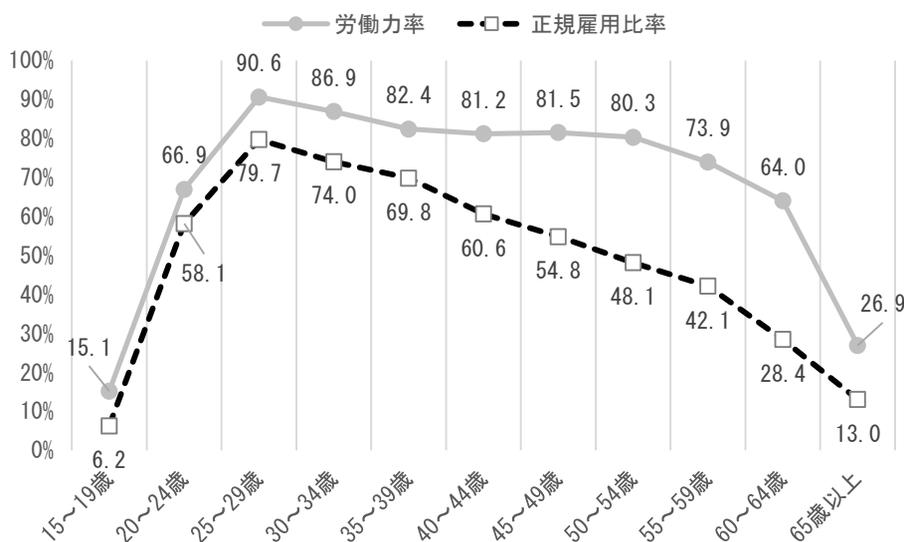
一方、本区の女性の年代別正規雇用比率をみると、20代後半をピークに右肩下がりで低下する現象を示すL字カーブを描いており、女性の正規雇用化を後押しする支援が重要視されます。

■女性の年代別労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査」より作成

■女性の年代別労働力率と正規雇用比率（令和2年（2020）年）



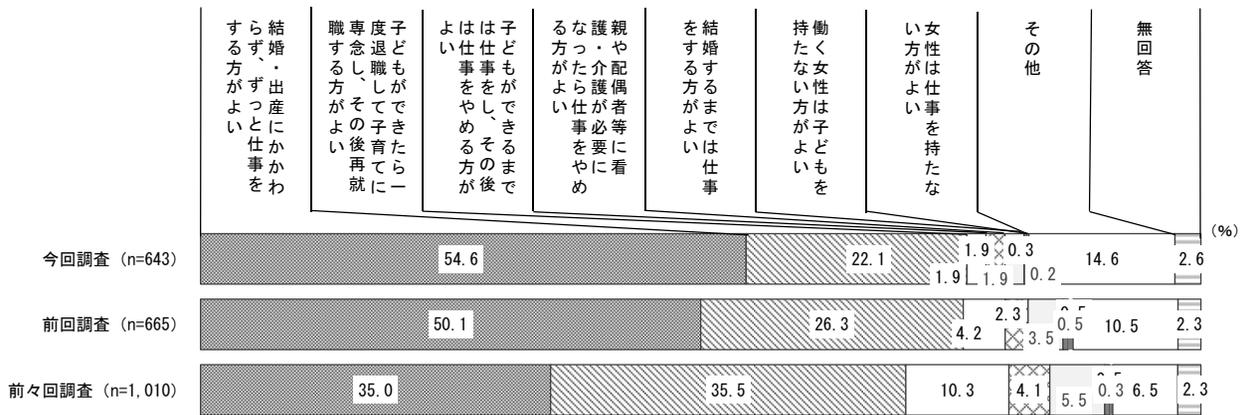
資料：総務省「国勢調査（令和2（2020）年）」より作成

②女性の就労意識

「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、女性の望ましい働き方としては、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい」が5割を超え最も高く増加傾向にあることから、結婚・出産を機に離職せずに継続就業するニーズが高まっています。

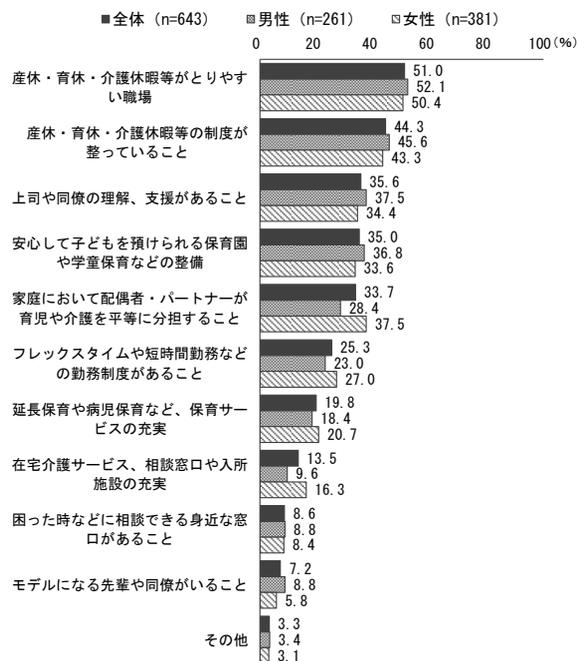
また、女性が結婚・出産・看護・介護等にかかわらず、仕事を継続するために必要なこととしては、「産休・育休・介護休暇等がとりやすい職場」「産休・育休・介護休暇等の制度が整っていること」「上司や同僚の理解、支援があること」「安心して子どもを預けられる保育園や学童保育などの整備」等が上位に挙げられており、出産・育児における休暇制度の整備のほか、そうした制度をとりやすい職場環境の整備や、保育園や学童保育の整備等、子育て家庭を周囲から支える環境づくりが求められます。

■女性の望ましい働き方



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

■女性が結婚・出産・看護・介護等にかかわらず、仕事を継続するために必要なこと



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

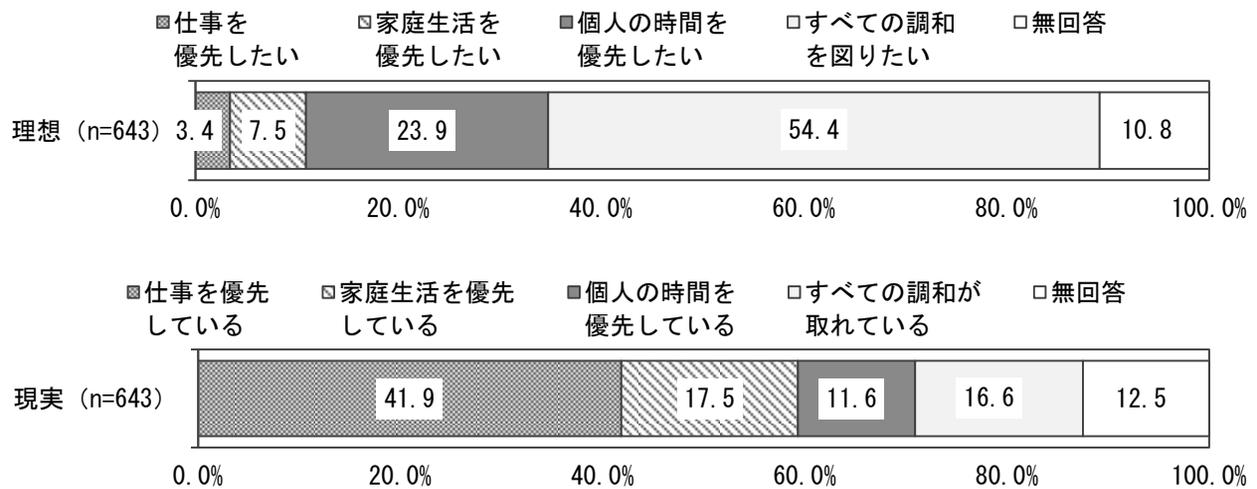
第4章 計画の内容

③ワーク・ライフ・バランスの状況

「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、ワーク・ライフ・バランスの理想についてみると、「すべての調和を図りたい」が5割台半ば近くで最も高い一方、現実には「仕事を優先している」が4割強で最も高くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実の適合度合いについてみると、「全体」では3割強にとどまっており、特に「すべての調和を図りたい」という理想を有する人の現実との適合度合いが2割台半ばにとどまっており、区民一人ひとりにおけるワーク・ライフ・バランスの理想と現実を近づけていくための支援が求められます。

■仕事、家庭生活、個人の時間のバランス



(単位：n)

| | | 現実 | | | | | 適合率（理想を100とした場合の現実の割合） |
|----|-------------|-----|-----------|-------------|--------------|--------------|------------------------|
| | | 合計 | 仕事を優先している | 家庭生活を優先している | 個人の時間を優先している | すべての調和が取れている | |
| 理想 | 全体 | 562 | 270 | 112 | 74 | 106 | 32.6% |
| | 仕事を優先したい | 23 | 16 | 6 | - | 1 | 69.6% |
| | 家庭生活を優先したい | 47 | 25 | 19 | 2 | 1 | 40.4% |
| | 個人の時間を優先したい | 147 | 69 | 16 | 53 | 9 | 36.1% |
| | すべての調和を図りたい | 345 | 160 | 71 | 19 | 95 | 27.5% |

※網掛けは、理想と現実が適合している回答者。無回答を除く。全体の適合者数は183人。

資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

(1) 働き方に対する意識啓発を推進します。

基本方針

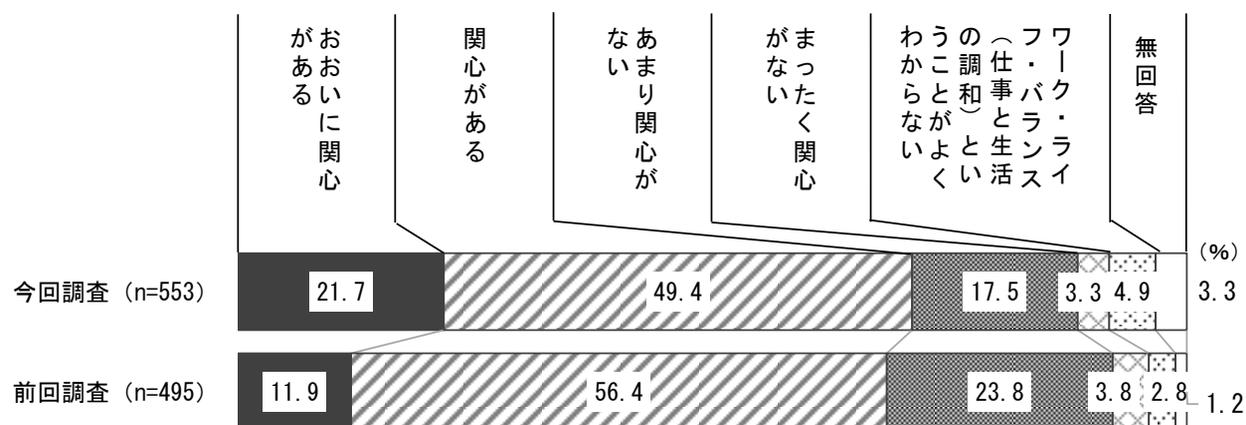
新型コロナウイルス感染症への対応を機に企業におけるテレワークが急速に浸透するとともに、働く側の意識が変化しており、企業においては、規模の大小にかかわらず、より柔軟な働き方が可能な職場環境を整えていくことが求められます。

区内事業者等への働きかけなどをおして、区内におけるワーク・ライフ・バランス推進の機運を醸成します。

現状と課題

- ◆ 「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の関心度についてみると、「おおいに関心がある」と「関心がある」を合わせた「関心がある（合計）」が7割強を占め、前回調査と比較すると関心度は高くなっています。
- ◆ 一方、「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、ワーク・ライフ・バランスの現実について、「仕事を優先している」が4割台半ばを超えて最も高く、性別では特に「男性」において「仕事優先」が高くなっています。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスへの関心度が高い企業を中心に、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を後押しすることで、区内企業で働く従業員のワーク・ライフ・バランスの改善につなげていくことが求められます。

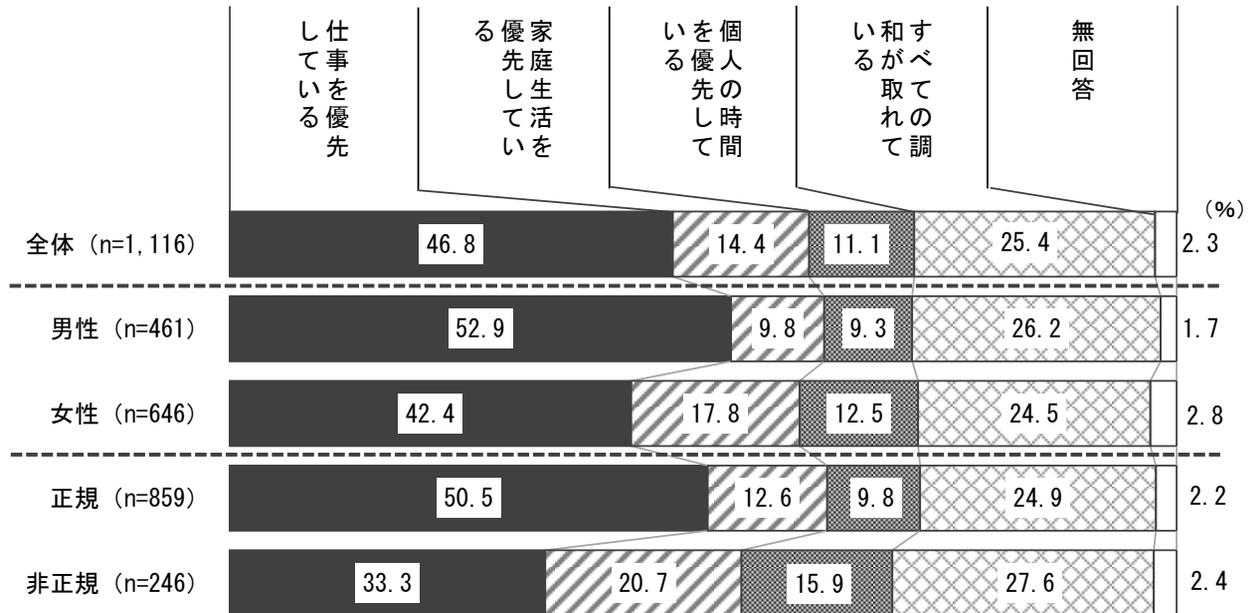
■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の関心度



資料：「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

第4章 計画の内容

■ワーク・ライフ・バランスの現実（全体、性別、働き方別）



資料：「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①多様で柔軟な働き方を進める意識改革

セミナーや勉強会の実施のほか、情報誌やホームページなどを通じて、多様で柔軟な働き方に関して情報発信を行い、柔軟な働き方の実践を後押しします。

事業 30 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催

| 内容 | | 担当課 | |
|---|----------------------|---------------|-------|
| ★ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。 | | 男女共同参画課 | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数 | 6回 | 6回 | 各年度6回 |

事業 31 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

| 内容 | | 担当課 | |
|---|--------------------------|-------------------|-------|
| ★情報誌、ホームページ等により、区民や事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランス認定企業や推進するための取組み事例及び育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 | | 男女共同参画課 | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 (区政モニターアンケート) | 70% | 75% | 対前年度増 |

第4章 計画の内容

(2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。

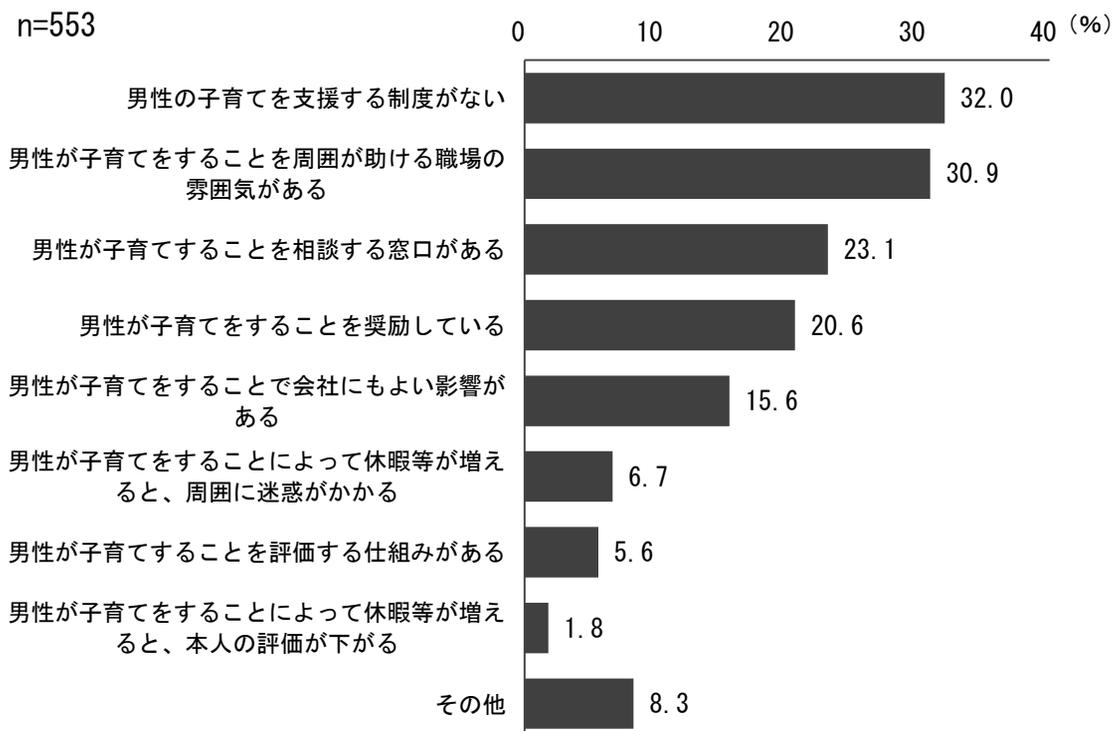
基本方針

誰もが、仕事と仕事以外の生活（育児、介護、地域活動、趣味等）との調和の取れた生活様式をさらに推進できるように、区民一人ひとりの意欲と能力を活かすことができる職場環境づくりや、自分らしい働き方を可能にするための情報提供や仕組み構築への支援などを行います。

現状と課題

- ◆ 「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、男性従業員の子育て支援や考え方について、「男性の子育てを支援する制度がない」が3割強で最も高く、次いで「男性が子育てをすることを周囲が助ける職場の雰囲気がある」が約3割となっています。
- ◆ 男性を含めて子育て支援に積極的な企業の取組みを先進的な事例として紹介し表彰する等で、ワーク・ライフ・バランスに積極的な企業の取組みをさらに後押しするとともに、ワーク・ライフ・バランスに消極的な企業の行動変容につなげていくことが重要です。

■男性従業員の子育て支援や考え方



資料：「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①区内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

区内企業においてワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透し、誰もが仕事と生活を両立しやすい環境整備を行えるように働きかけと支援を行います。

事業 32 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|----------|
| ★ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定するとともに、認定分野（子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場づくり）の複数取得を支援します。なお、国の男性育休取得促進に向けた動向に併せ、企業における育児支援の強化を検討します。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランス推進企業、 宣言企業の認定企業数 | 年 20 社 | 20 社 | 各年度 20 社 |

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--------------------------|-------------------|---------|
| ★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業 から推進認定企業へステップアップした 企業数 | 1 社 | 1 社 | 各年度 1 社 |

事業 33 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰

| 内容 | | | 担当課 |
|---|--------------------------|-------------------|---------|
| ★ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されている事業者のうち、優れた取組みを行っている企業を表彰します。 | | | 男女共同参画課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 から表彰企業になった企業数 | 2 社 | 2 社 | 各年度 2 社 |

第4章 計画の内容

| 事業 34 働き方による不利益を解消するためのしくみづくり | | | |
|---|--------------------------|-------------------|---------|
| 内容 | | 担当課 | |
| ★事業者が取り組んでいる積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の事例を情報誌やホームページで紹介します。 | | 男女共同参画課 | |
| 悩みごと相談の実施や関係機関との連携を図ります。 | | | |
| 【再掲：事業 30 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発】 | | | |
| 内容 | | 担当課 | |
| ★ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。 | | 男女共同参画課 | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| ワーク・ライフ・バランスセミナー、 勉強会の実施回数 | 6 回 | 6 回 | 各年度 6 回 |

| 事業 35 ワーク・ライフ・バランス推進企業の経営支援 | |
|--|-------|
| 内容 | 担当課 |
| ワーク・ライフ・バランスを推進する区内中小企業者の経営の安定及び発展に資するため、融資のあっせんを行います。また融資を受けた事業者に対して、貸付利子の一部及び貸付信用保証料の全額を補助します。 | 産業振興課 |

②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進

区民や区内で働く人が、仕事と生活の調和のとれた生活を実践したり、地域活動等に積極的に参加できるよう、働きかけます。また、ハラスメントの防止に向けた普及啓発を行っていきます。

| 事業 36 地域活動への参加の促進 | |
|--|---------------|
| 内容 | 担当課 |
| ★地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進します。 | 地域 コミュニティ課 |

事業 37 区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 相談窓口において、相談者に迅速で適切な対応を行います。 | 男女共同参画課 |
| 情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。 | |
| 貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。 | |

③区職員のワーク・ライフ・バランスの推進

本区の職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、職員における仕事と子育て等の両立を推進します。また、職員のキャリア・アップやハラスメント防止に向けて取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることで、区民サービスの更なる向上を目指します。

事業 38 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|-----|
| 男女ともに職員が等しく活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進するため、特定事業主行動計画の数値目標達成に向けた取り組みを、地域に率先して行っています。職員の意識啓発のため、全ての職層を対象として「スマートワーキング研修」を行います。また、育児・妊娠・介護事情のある職員等を対象とする早出・遅出勤務制度を導入し、安定的に働くことができるように環境整備をしています。 | 人事課 |

事業 39 区職員のハラスメント防止体制の強化

| 内容 | 担当課 | | |
|--|----------------------|---------------|-------------|
| 「新宿区ハラスメント防止に関する指針」に基づき、職場のあらゆるハラスメント行為の防止に取り組みます。また、ハラスメントに関する正しい理解を深めるために、各職層における研修実施により庁内への周知を行います。 | 人事課 | | |
| 内容 | 担当課 | | |
| 学校において、セクシュアル・ハラスメント防止を含めたサービス事故防止研修を実施します。 | 教育指導課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| サービス事故防止研修の実施 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 |

第4章 計画の内容

(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。

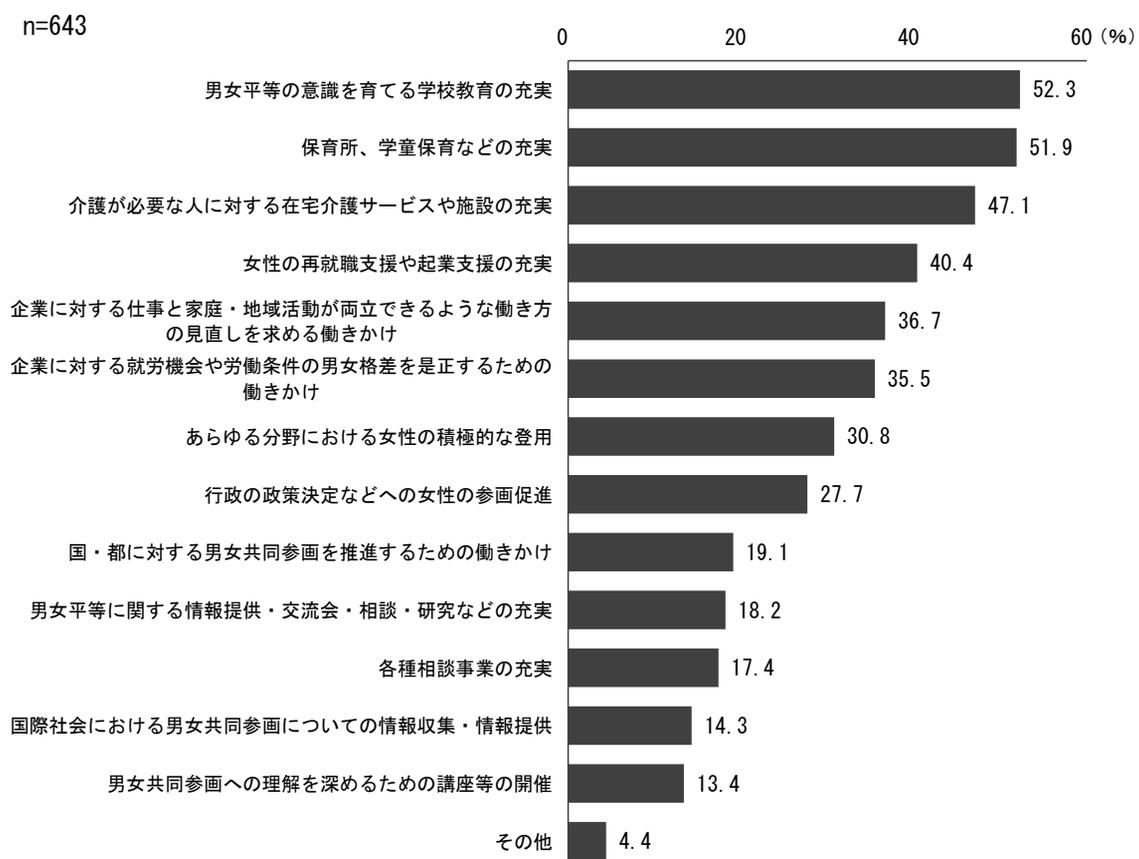
基本方針

性別にかかわらず、誰もが、働きながら、安心して育児や介護を行うことができるように、多様なニーズに対応しつつ、保育・介護サービスのさらなる充実を図ります。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、男女共同参画を進めるために区が力を入れると良いことについて、「男女平等の意識を育てる学校教育の充実」「保育所、学童保育などの充実」「介護が必要な人に対する在宅介護サービスや施設の充実」が上位に挙げられており、学校教育の充実とともに、保育・介護サービスの充実は重要視されています。

■男女共同参画を進めるために新宿区が力を入れるべきこと



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①子育てを行う家庭に対する支援

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめ細かな保育サービスを充実し、地域全体で子育てを支えます。

事業 40 保育基盤整備の推進

| 内容 | | | 担当課 |
|--|-----------------------|-----------------|------|
| ★地域の教育・保育の量の見込みを踏まえた「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」の策定や見直しを実施する中で、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で、保育基盤の整備を実施することにより、保育を必要とする家庭の支援を行っていきます。 | | | 保育課 |
| 主な指標 | 5（2023）年度末 の現況（予定） | 9（2027）年度 目標 | 年度目標 |
| 保育所待機児童数 | 0人 （4月時点） | 0人 （4月時点） | - |

事業 41 学童クラブの定員拡充

| 内容 | | | 担当課 |
|---|-----------------------|-----------------|--|
| ★保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、需要増に対応するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの定員拡充を図ります。 | | | 子ども家庭支援課 |
| 主な指標 | 5（2023）年度末 の現況（予定） | 9（2027）年度 目標 | 年度目標 |
| 学童クラブの定員 | 4所の定員拡充 | 2,567人 | 令和6年度末 2,405人 令和7年度末 2,500人 令和8年度末 2,567人 |
| 学童クラブ利用者アンケートの満足度 | - | 90% | 各年度90% |

第4章 計画の内容

| 事業 42 子どもから若者までの切れ目のない支援 | |
|---|---------------------|
| 内容 | 担当課 |
| 子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関と連携を図り、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、「子ども・若者総合相談窓口」において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者への支援を行います。 | 子ども家庭課、 子ども家庭支援課 |

| 事業 43 地域における子育て支援サービスの推進 | |
|---|----------|
| 内容 | 担当課 |
| ★地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進め、在宅子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行います。子ども総合センターと4カ所の子ども家庭支援センターでは、各子育て家庭の個々のニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 | 子ども家庭支援課 |

| (再掲) 事業 25 身近に相談できる環境の整備 | | | |
|--|-----------------------|------------------|------------------------------|
| 内容 | | | 担当課 |
| こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。 | | | 保健予防課、 健康づくり課、 各保健センター |
| 主な指標 | 5(2023)年度末 の現況(予定) | 11(2029)年度 目標 | 年度目標 |
| こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 | 52% | 56% | - |

事業 44 一時保育など多様なサービスの実施

| 内容 | 担当課 |
|--|----------|
| 多様化する保育ニーズを的確に把握し、一時保育や定期利用保育など、特別保育を実施します。 | 保育課 |
| 身近な施設（子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉）で短時間乳幼児を預かることにより、在宅で子育てをしている家庭を支援します。 | 子ども家庭支援課 |

事業 45 病児・病後児保育の実施

| 内容 | 担当課 |
|---|-------|
| 保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病気回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。 | 保育指導課 |

事業 46 ファミリーサポート事業の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|----------|
| 子育ての援助を受けたい方を利用会員、子育ての援助を行いたい方を提供会員、両方に該当する方を両方会員として、それぞれの希望に合わせてファミリー・サポート・センターが調整し、会員相互で子どもを預かることにより、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくります。 | 子ども家庭支援課 |

第4章 計画の内容

| 事業 47 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 | | | |
|--|--------------------------|-------------------|--------|
| 内容 | | | 担当課 |
| <p>★妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、妊娠期・出産後などの節目に、保健師等の専門職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。面談した妊婦には、母子保健サービス等の情報提供を行い、支援プランを作成し、妊娠・出産・子育てを応援するギフト券を後日送付するとともに、支援が必要な妊婦には、関係機関と連携した継続的な支援を行います。また、産後の母子を対象に、産科医療機関等で母親の身体的回復や心理的な安定を支援する産後ケア事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。</p> | | | 健康づくり課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合 | 80% | 80% | - |

| 事業 48 子育て中の親に対する学習機会の提供 | |
|--|-------|
| 内容 | 担当課 |
| <p>社会教育等において、子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会を提供します。さまざまな機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の支援を行います。</p> | 教育支援課 |

| 事業 49 在宅子育てサービスの実施 | |
|---|----------|
| 内容 | 担当課 |
| <p>地域で、幅広い年代の人が子育てにかかわり、子育てしやすい豊かな地域社会を推進するため、三世代交流ができる場の提供や、しくみづくりを進めます。</p> | 子ども家庭支援課 |
| <p>子ども総合センターが中心になって、子育てひろば事業を実施している関係機関と連携を取り、情報共有を行い、利用者にとって魅力のあるひろばづくりを進めていきます。</p> | |

②介護を行う家庭に対する支援

介護を行う家族に対して、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と介護を両立できるよう、環境整備や制度活用、理解の促進を図り、地域全体で介護を支えます。

事業 50 性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。 | 男女共同参画課 |
| 関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。 | |

事業 51 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | 男女共同参画課 |
| 介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。 | |

事業 52 介護保険サービスの基盤整備

| 内容 | 担当課 | | |
|---|--------------------------|-------------------|------|
| ★要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。また、家族の介護負担が軽減されるよう、ショートステイを整備します。在宅生活が困難な高齢者を支えるため、区内に特別養護老人ホームを整備します。 | 介護保険課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 小規模多機能型居宅介護等の登録定員数 | 9 所 241 人 | 10 所 270 人 | - |
| 認知症高齢者グループホームの定員数 | 12 所 198 人 | 15 所 270 人 | |
| ショートステイの定員数 | 12 所 119 人 | 12 所 119 人 | |
| 区内特別養護老人ホームの定員数 | 10 所 762 人 | 10 所 762 人 | |

〈ともにかがやく〉

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

※「(1) 働く場における女性の活躍を推進します。」と「(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。」は【新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画】に該当します。

(1) 働く場における女性の活躍を推進します。

基本方針

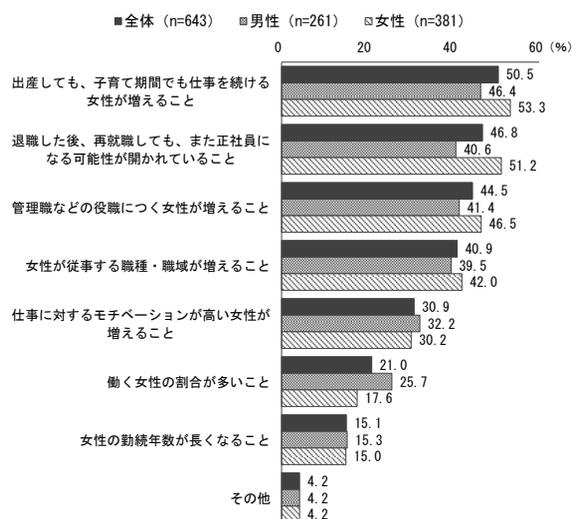
女性活躍推進法の公布により、女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会を実現することが求められます。

女性が、結婚、出産、育児等のさまざまなライフイベントを経ながらも、それぞれが望む形態で就労できる環境を整えるための支援を行います。

現状と課題

- 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、仕事で「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態だと思うかについては、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」が上位2項目として挙げられており、特に「女性」では、両項目とも5割を超えています。女性が、出産や育児をしながら継続就業できる環境づくりを進めるとともに、再就職がしやすい環境づくりを進めることが求められています。

■仕事で「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態か



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援

女性の意欲と能力をより社会で生かせるように、女性の就職・再就職支援を行なうとともに、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援、デジタル人材の育成を行います。

事業 53 女性の就職・再就職・転職の支援

| 内容 | | 担当課 | |
|--|----------------------|---------------|-------|
| 新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、女性の就職・再就職支援のためのセミナー等を実施します。 | | 消費生活就労支援課 | |
| 内容 | | 担当課 | |
| 働く女性を支援するため、講座を開催します。内容によってはオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | 男女共同参画課 | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 働く女性応援講座満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |

事業 54 起業支援の実施

| 内容 | 担当課 |
|--|-------|
| 高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。 | 産業振興課 |

事業 55 女性デジタル人材育成支援事業の実施

| 内容 | 担当課 |
|--|-----------|
| 女性の柔軟な働き方を実現するため、女性デジタル人材育成支援事業を実施します。 | 消費生活就労支援課 |

第4章 計画の内容

| 事業 56 ひとり親家庭への支援 | | | |
|--|--------------------------|-------------------|--------|
| 内容 | | | 担当課 |
| 「ひとり親家庭サポートガイド」により、ひとり親家庭を支援する事業の周知を図ります。ひとり親家庭に対し児童扶養手当等の支給、医療費の助成、家事援助者を雇う費用の助成を行うとともに、生活向上相談員を配置しひとり親の技能資格取得費用等の支給、就労相談、育児、家事、健康管理などの生活全般にわたる相談を行います。 | | | 子ども家庭課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合 | 50% | 現状維持 | 現状維持 |

(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。

基本方針

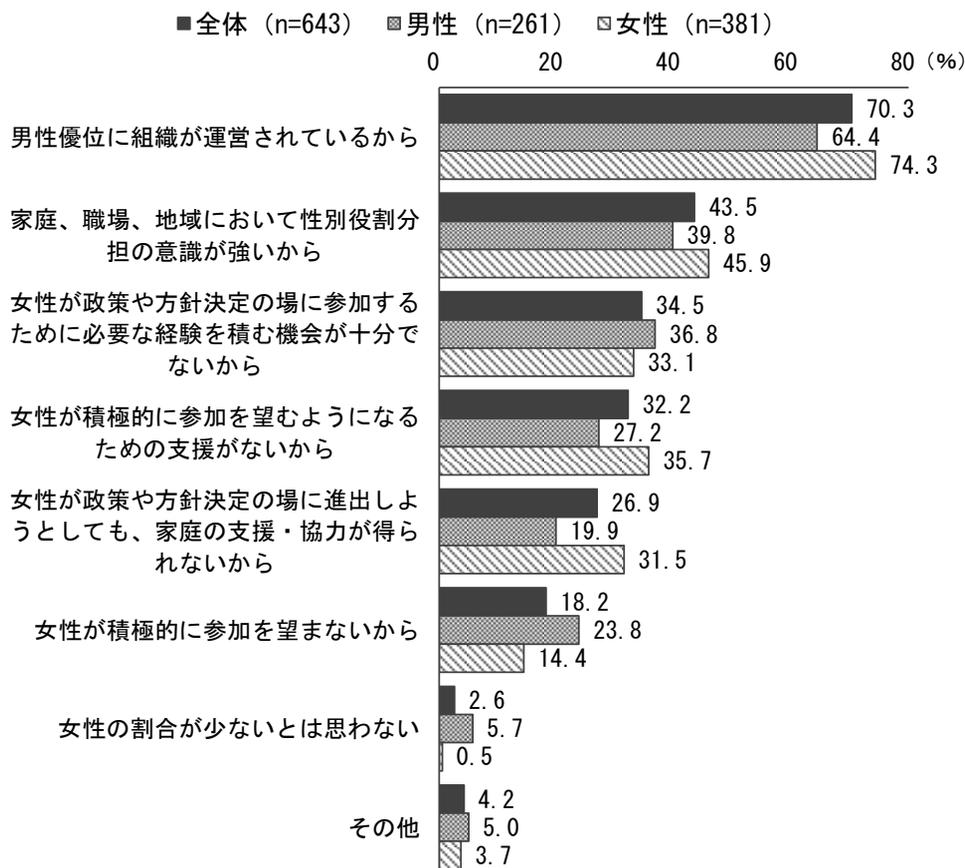
女性が、あらゆる分野の意思決定過程に参画し、多様な視点や新たな価値観を取り込むことができるように、本区が率先して、政策や方針決定過程においてさらなる女性参画を図ります。

また、女性職員のキャリア形成やスマートワーキングのさらなる推進に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、政策や方針決定の場で女性割合が少ない理由についてみると、「男性優位に組織が運営されているから」が最も高く、次いで「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」となっています。
- ◆ 社会全体や従来への慣習等を変革していくためには、社会の仕組みを構築していく際の意思決定過程に、これまで以上に女性が参画することが求められます。本区が率先して、政策・方針決定過程における女性の活躍を推し進めていくことで、区域全体において、これまで以上に女性が意思決定の場に参画する機運を高めていくことが重要です。

■政策や方針決定の場で女性割合が少ない理由



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

第4章 計画の内容

取組みの方向

①女性の政策・方針決定過程への参画

区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるよう、区の審議会等への女性の参画を積極的に推進します。また、区民に対し、あらゆる場面における女性の政策・決定過程への参画を促すための働きかけを行います。

事業 57 区の審議会等における女性委員の割合

| 内容 | | | 担当課 |
|---|-------------------|-------------|------|
| 区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。 | | | 各課 |
| 主な指標 | 5(2023)年度末の現況(予定) | 9(2027)年度目標 | 年度目標 |
| 審議会等における女性委員の比率 | 36.7% | 40% | - |

事業 58 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 情報誌等を通じて、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。 | 男女共同参画課 |

②区職員における女性活躍の推進

区女性職員を積極的に管理職登用するために働きかけます。

事業 59 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|-----|
| 区の女性職員が積極的に管理監督者を目指せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。 | 各課 |

| 内容 | 担当課 |
|--|-----|
| 各職員の能力や適性に基づき職員配置や職務分担を決定するとともに、男女ともにライフイベントを踏まえた昇任を支援します。 ・研修履修単位制度導入による係長職昇任能力実証等 ・育児、介護等のライフイベントを踏まえた任用待機制度 | 人事課 |

| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
|----------------|--------------------------|-------------------|------|
| 管理職に占める女性職員の割合 | - | 22% | - |
| 課長補佐に占める女性職員割合 | | 33% | |
| 係長級に占める女性職員の割合 | | 50% | |

第4章 計画の内容

(3) 地域における男女共同参画を推進します。

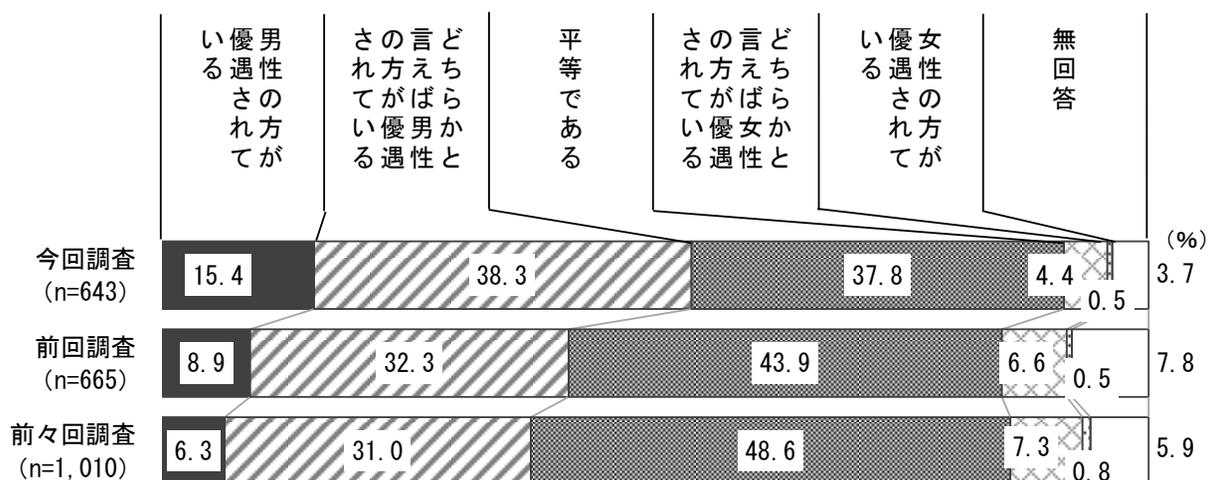
基本方針

日常生活や地域活動の場において、性別にかかわらず、誰もが対等な立場で活動に参画し、責任を担うことができるように、学習機会の提供や人材育成を行うほか、災害時におけるさらなる女性参画を図ります。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、「地域の活動の場で」男女の地位が平等であるかについて「平等である」が減少傾向の一方、「男性優遇」は増加傾向にあります。
- ◆ 近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、非常時を想定した防災活動や避難所運営においても、性別によるニーズの差異に十分に配慮するために、防災活動を含めた地域活動において女性の声をさらに反映しやすくしていくための取組みが求められます。

■男女の地位が平等であるか（地域の活動の場で）



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①地域活動での男女共同参画の推進

誰もが地域社会を担うための仕組みづくりを推進するため、参考事例の情報提供等を通じて、区民それぞれのライフスタイルに合った地域活動が展開できるよう支援します。

事業 60 地域活動への参加の促進

| 内容 | 担当課 |
|--|---------------|
| 全庁で行われている様々な人材募集・育成事業を一括して紹介し、地域活動に関心のある方が自分に合ったものを見つけられるよう周知します。 地域活動を支える人材育成を目指します。 | 地域 コミュニティ課 |

事業 61 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実

| 内容 | 担当課 |
|---|-------|
| 避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。 | 危機管理課 |

第4章 計画の内容

②家庭・地域団体での男女共同参画の推進

性別にかかわらず家庭生活や地域生活を担うことができるよう、男女共同参画の理解を深める学習機会や情報提供を行います。また、区の各種団体や活動等において、女性のエンパワーメントを図るため、学習機会を提供し、人材育成を推進します。

事業 62 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供

| 内容 | 担当課 |
|--|-------|
| P T A等が主体的に取り組む家庭教育講座の担当者向け研修会での事例の情報提供等を通じて、男女共同参画の推進の一助とします。 | 教育支援課 |

【再掲：事業 18 多様な学習機会や情報の提供】

| 内容 | 担当課 | | |
|---|--------------------------|-------------------|------|
| 区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。 | 生涯学習 スポーツ課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援に特化した支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数 | — | 8 事業 | 8 事業 |

| 内容 | 担当課 | | |
|--|--------------------------|-------------------|---------------|
| レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。 | 生涯学習 スポーツ課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 生涯学習館まつりを全 5 館で開催 | 全 5 館で実施 | 全 5 館で実施 | 全 5 館で実施 |
| 生涯学習館まつり参加団体数 | — | 登録団体数の 30% | 登録団体数の 30% |

| 内容 | 担当課 | | |
|---|--------------------------|-------------------|------|
| 職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライフアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。 | 生涯学習 スポーツ課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 暮らしを豊かにする講座やニーズの高い講座など、多様な講座の開催 | 実施 | 実施 | 実施 |

| 内容 | 担当課 |
|---|---------------|
| 指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。 | 生涯学習 スポーツ課 |
| 新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。 | |

事業 63 地域の人材育成支援

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 地域のリーダーの発掘・育成のため、各種催しや講座の企画・運営にあたり、できる限り実行委員会方式を取り入れます。 | 男女共同参画課 |

第4章 計画の内容

(4) 教育の場における男女共同参画を推進します。

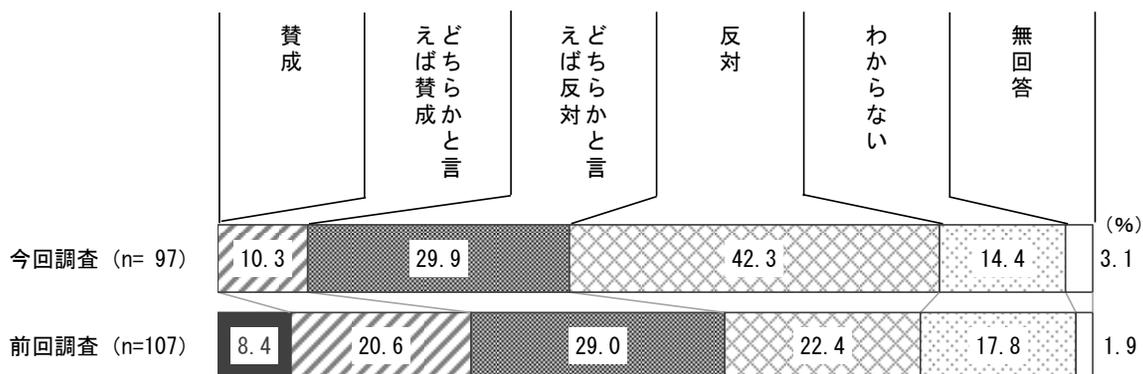
基本方針

人間形成がはじまると言われる幼少期から、ジェンダー平等を基盤とした教育を行うとともに、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を活かした学びの機会や進路を主体的に選択できるように、生きる力を育む教育を推進します。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、男女共同参画を進めるために区が力を入れると良いことについて、「男女平等の意識を育てる学校教育の充実」が最も高くなっています（50ページ参照）。
- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、性別役割分担意識について、「反対（合計）」が7割強で前回調査よりも約20増加し、固定的な性別役割分担意識は確実に解消されています。今後も、子どもの頃から、学びの中でジェンダー平等の意識と行動を定着させていくことが求められます。

■性別役割分担に対する考え



資料：「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①教育分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から教育内容を編成しつつ、児童・生徒が性別に関わりなく個性と能力に基づいて主体的選択ができるように適切な進路指導を行います。

事業 64 男女共同参画の視点からの教育活動の編成

| 内容 | | | 担当課 |
|--|----------------------|---------------|-------|
| 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、個性尊重及び男女共同参画の考えが児童・生徒に身に付くよう指導します。 | | | 教育指導課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | - |

【再掲：事業 4 小中学生に向けた意識啓発の推進】

| 内容 | | | 担当課 |
|--|--|--|---------|
| 小学 5 年生及び中学 2 年生を対象に男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女共同参画の意識づくりを行います。 | | | 男女共同参画課 |

事業 65 適切な進路指導の徹底

| 内容 | | | 担当課 |
|--|----------------------|---------------|---------|
| 児童・生徒が進路を選択する際、性の違いによる先入観にとらわれることなく、個性と能力に基づく主体的選択ができるよう、適切な進路指導を行います。 | | | 教育指導課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 進路指導主任会の開催 | 5 回 | 5 回 | 各年度 5 回 |

②教職員の男女共同参画の推進

教職員における男女共同参画意識をさらに高めていくために、研修会等を開催します。

事業 66 男女平等教育研修の実施

| 内容 | | | 担当課 |
|--|----------------------|---------------|-------|
| 教職員の意識を高め、男女共同参画への理解を促進するため、教職員を対象とした人権教育研修を実施します。 | | | 教育指導課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 人権教育研修会の参加率 | 100% | 100% | - |

事業 67 女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励

| 内容 | | | 担当課 |
|----------------------------------|--|--|-------|
| 女性教職員の管理職及び主幹教諭等への昇任選考の受験を推奨します。 | | | 教育指導課 |

第4章 計画の内容

③保護者への男女共同参画に関する情報発信

保護者における男女共同参画意識をさらに高めていくために、男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供します。

| 事業 68 保護者への学習機会や情報の提供 | |
|--|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 情報誌で、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。 | 男女共同参画課 |

〈ともにおもいやる〉

目標 4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心 できる社会の実現

「新宿区第三次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」

I. 背景

平成 13（2001）年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者暴力防止法が制定されました。

平成 19（2007）年 7 月の改正では、保護命令の拡充や区市町村についての規定の強化がなされ、平成 25（2013）年 7 月の改正には、生活の本拠を共にする交際相手などにも対象者の範囲を拡大し、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

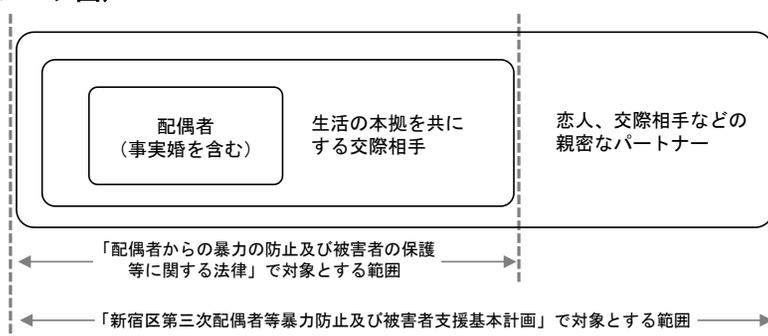
令和 5（2023）年 5 月の改正では、DV加害者を被害者から引き離す接近禁止命令の対象を、従来の身体的暴力から、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DVにも拡大されるようになりました。

本区では、平成 24（2012）年 2 月の「新宿区第二次男女共同参画推進計画」において「配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成 30（2018）年 2 月に「新宿区第三次男女共同参画推進計画」に包含する形で、「新宿区第二次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しています。

今回策定する「新宿区第三次男女共同参画推進計画」においても、目標 4〈ともにおもいやる〉「人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現」を「新宿区第三次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置づけます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や在宅時間の増加、先行き不透明な状況からのストレスや不安等から、家庭内での暴力等のDV増加が懸念される状況にあります。親しい関係にある人からの暴力（DV）は、犯罪であり重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、個人的な問題で済ますのではなく社会的な問題として、解決に向けた取組みを進めていくことが求められます。

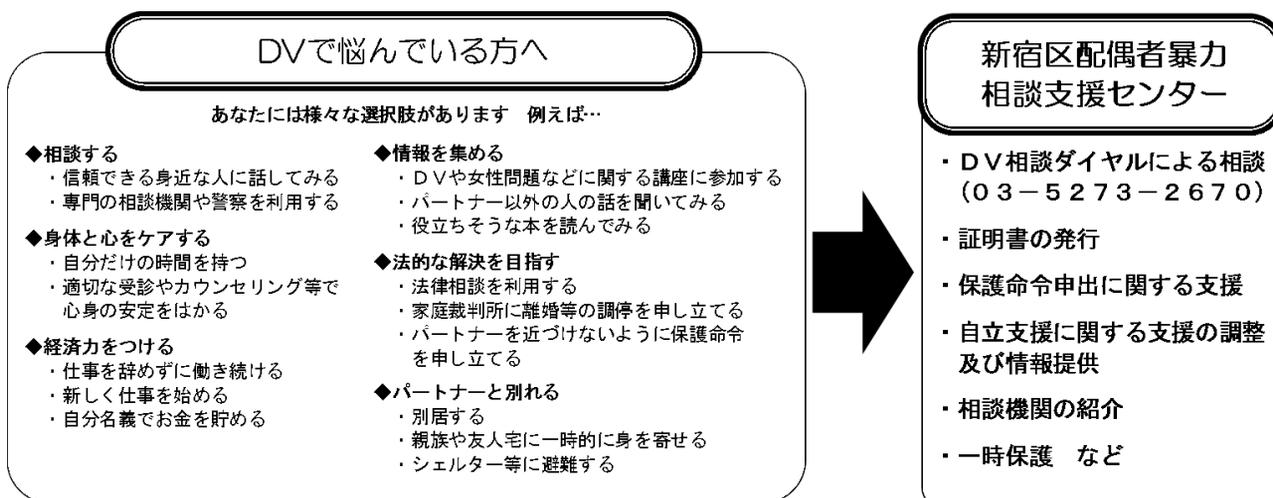
■対象者の範囲（イメージ図）



第4章 計画の内容

新宿区配偶者暴力相談支援センター事業の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）等に基づき、平成29(2017)年10月に新宿区配偶者暴力相談支援センター事業を開始しました。DV相談ダイヤルを開設し、専門相談員によるDV相談や支援を行い、DV被害者の状況に応じて、関係各課・関係機関と連携しています。



II. 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度の4年間とします。

III. 新宿のDV現状

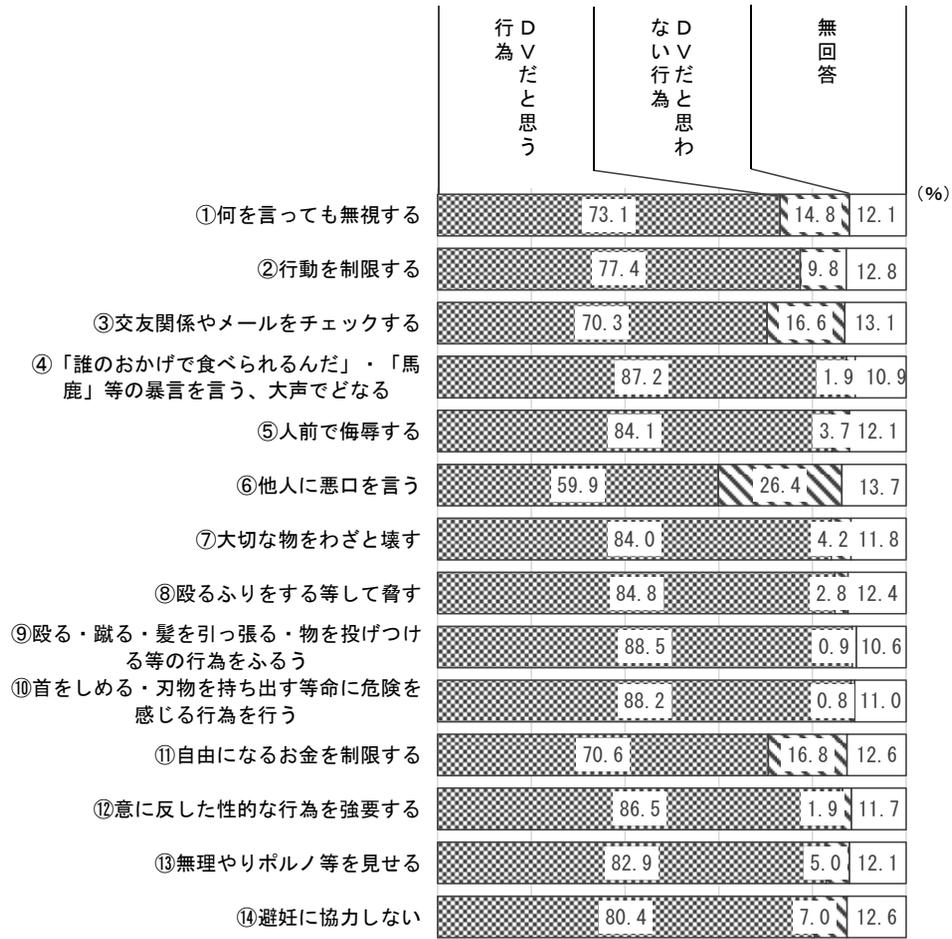
①DVだと思ふ行為の認知度

「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査(令和4(2022)年度)」によると、「DVだと思ふ行為」は、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をふるう」「首をしめる・刃物を持ち出す等命に危険を感じる行為を行う」がそれぞれ9割近くになっています。一方、「DVだと思わない行為」は、「他人に悪口を言う」が2割台半ばを超えて最も高く、「自由になるお金を制限する」が1割台半ばを超えて続いています。

また、「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査(令和4(2022)年度)」によると、「デートDVだと思ふ行為」は、「殴るふりをするなどしておどす」が8割台半ばで最も高く、「人前でバカにする」が7割台半ばを超えて続いています。一方、「デートDVだと思わない行為」は「何を言っても無視する」が4割弱で最も高く、次いで「服装を指示する」が3割台半ばを超えて続いています。

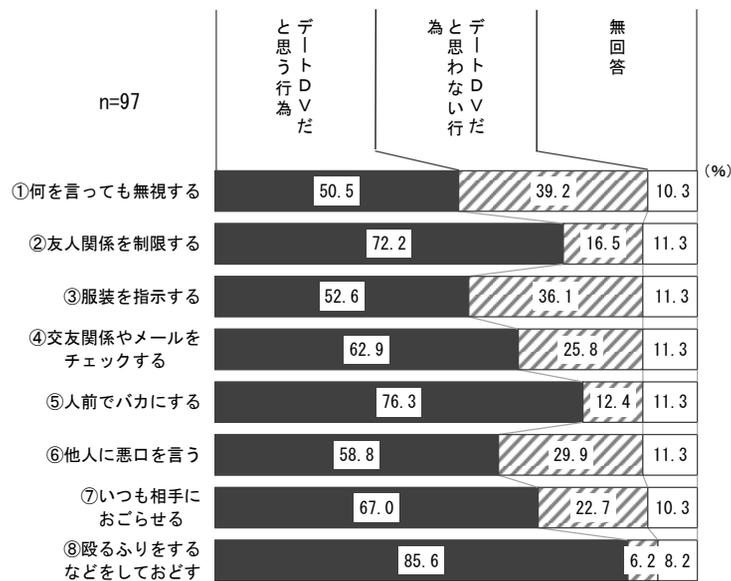
身体的暴力や性的暴力だけではなく、精神的暴力や経済的暴力も含めて、「被害者の尊厳を著しく傷つける行為はDVである」との認識・理解をより浸透させることが重要です。

■DVだと思ふ行為、思わない行為



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

■デートDVだと思ふ行為、思わない行為



資料：「新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

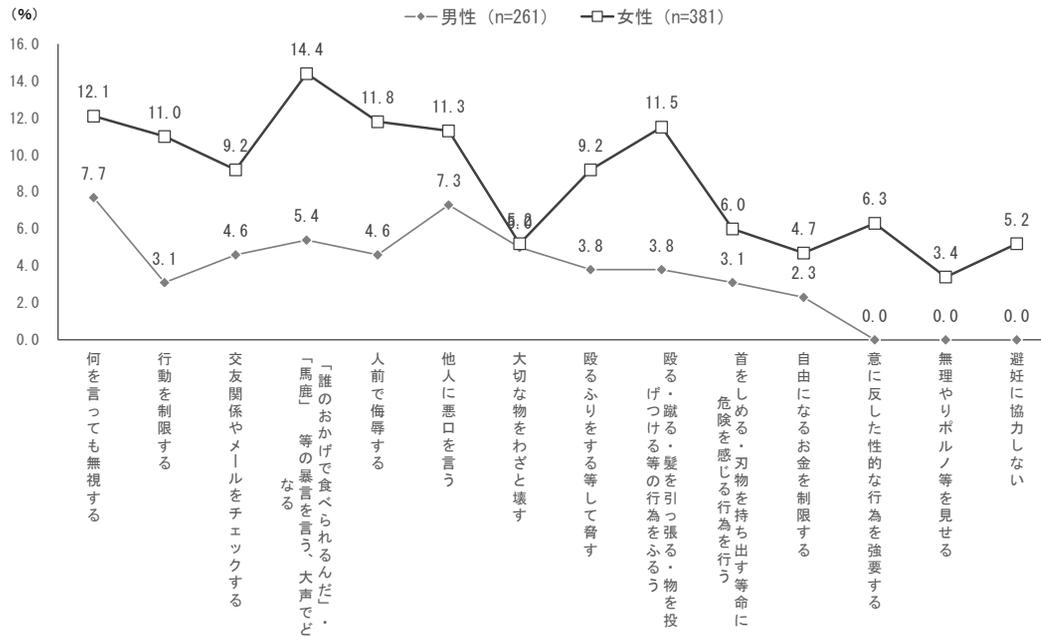
第4章 計画の内容

②自分がされたことがあるDV行為

「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、DVの経験について「自分がされたことがある」は、「『誰のおかげで食べられるんだ』・『馬鹿』等の暴言を言う、大声でどなる」が最も高くなっています。

また、性別で見ると、全ての項目で「女性」が「男性」を上回っています。

■自分がされたことがあるDV行為

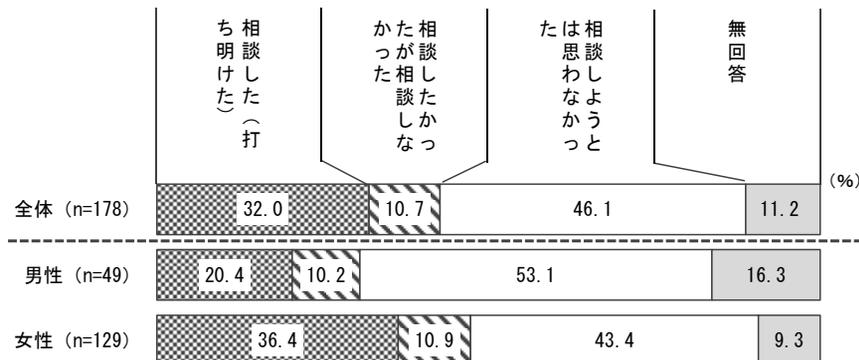


資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

③DVについて相談した経験の有無

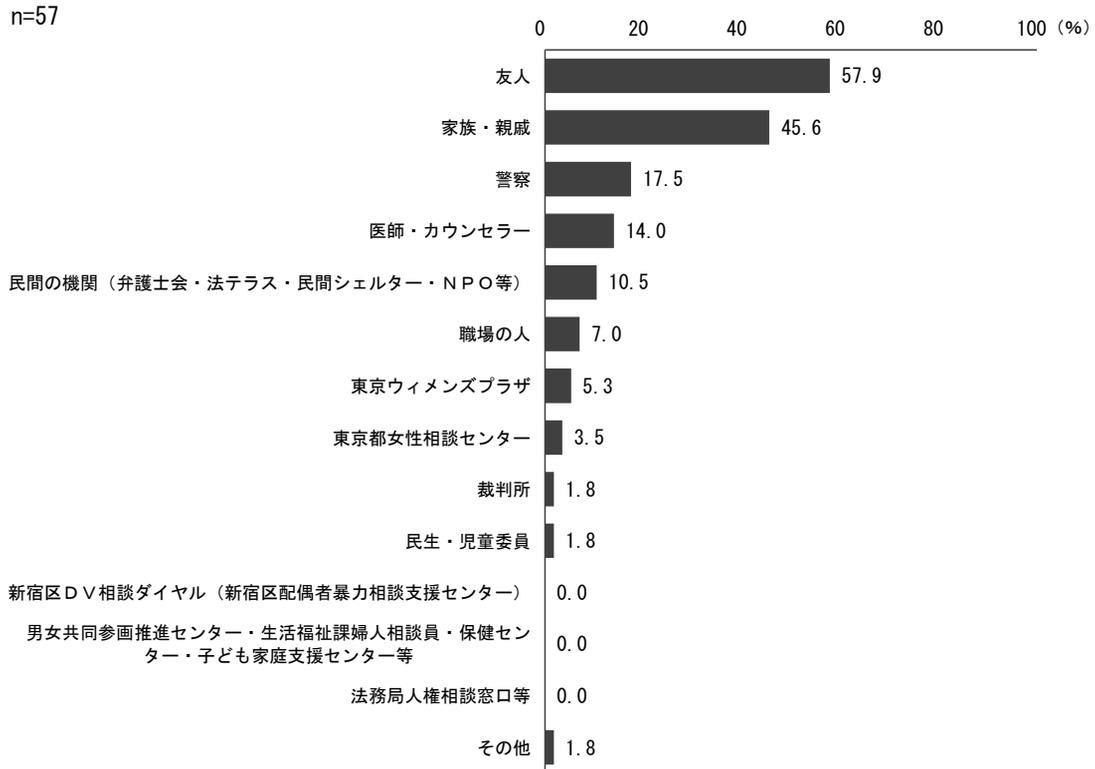
「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、DVについて打ち明けたり相談した経験の有無についてみると、「相談しようとは思わなかった」が4割台半ばを超えて最も高くなっています。また、相談先は「友人」が最も高くなっています。

■DVについて相談した経験の有無



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

■DVを経験した人の相談先

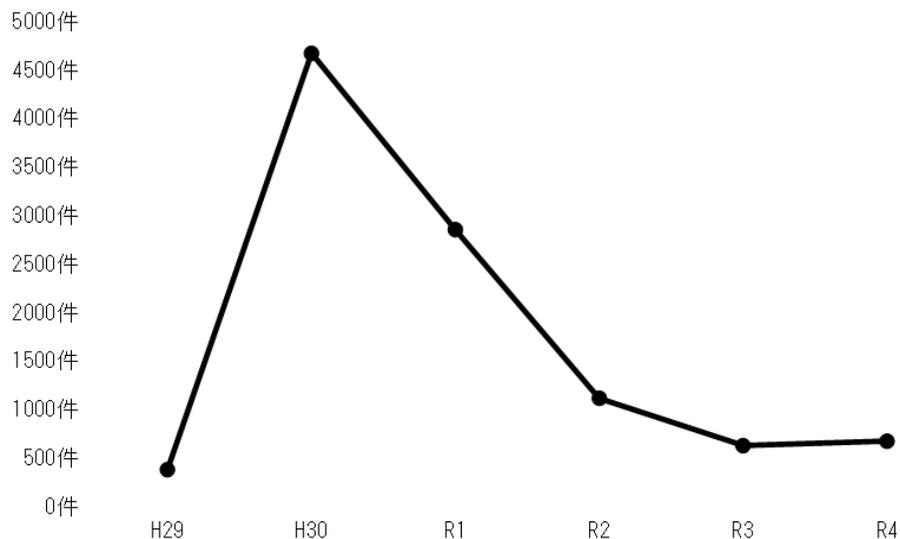


資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

④相談件数

新宿区の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移をみると、平成30（2018）年度以降減少傾向にあります。

■新宿区の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



※平成29年10月に事業を開始したため、平成29年度と30年度の件数に大きな差異が生じています。

第4章 計画の内容

(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。

基本方針

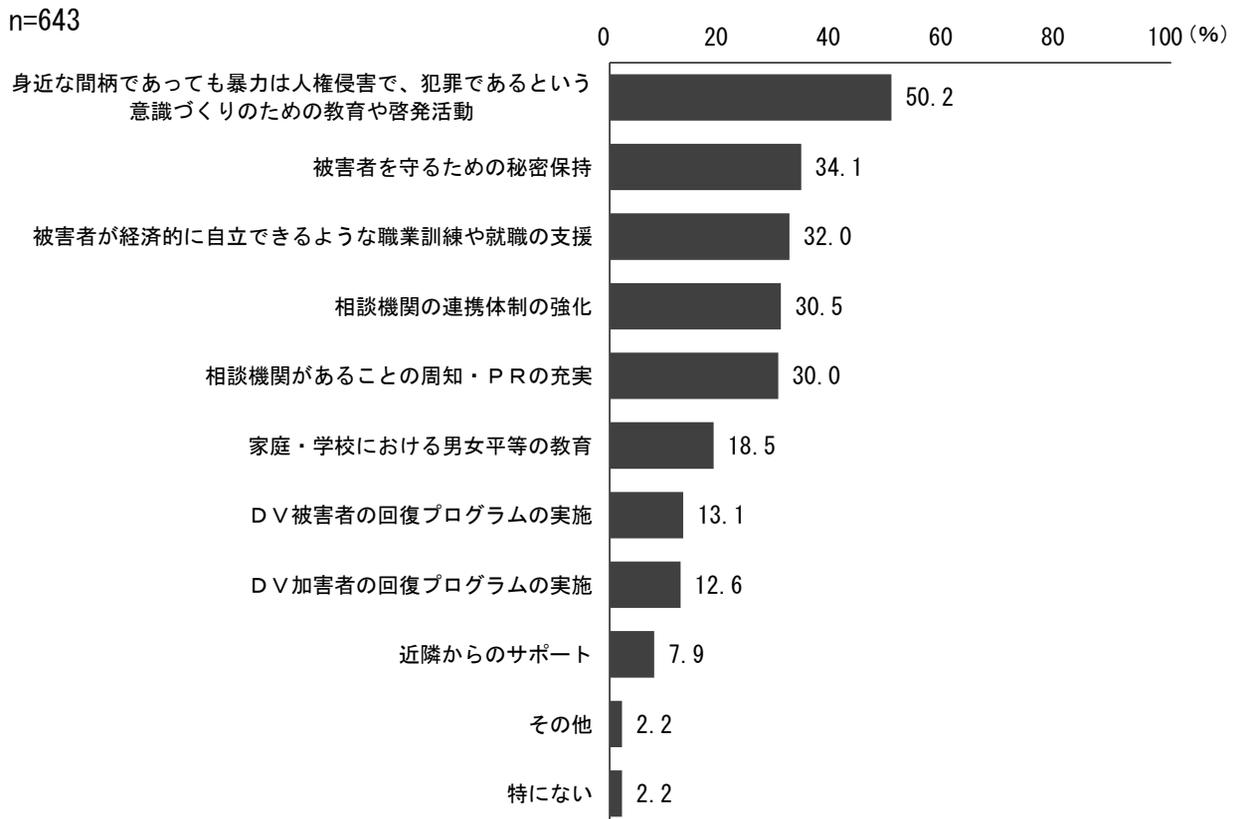
暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害ですが、配偶者や恋人等からの暴力については、犯罪かつ重大な人権侵害であるとの認識が必ずしも十分に浸透していないことから、配偶者等からの暴力（DV）や虐待等は重大な人権侵害であるとの認識を十分に浸透させる必要があります。

DVの未然防止に向けた意識啓発や、デートDV等に関わる若年層への意識啓発等、暴力の加害者・被害者にならないための、より一層の意識啓発や情報提供を行います。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、DV対策支援のために区が行うべきことについて、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害で、犯罪である」という意識づくりのための教育や啓発活動」が約5割で最も高く、次いで「被害者を守るための秘密保持」、「被害者が経済的に自立できるような職業訓練や就職の支援」、「相談機関の連携体制の強化」、「相談機関があることの周知・PRの充実」となっており、意識啓発や被害者の自立支援、相談体制の連携強化、相談機関の周知等が特に重要視されています。

■ DVを防止するために必要な施策



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進

DVの被害者や加害者に関わりなく、DVを正しく理解し、暴力を防止できるように、DVに関する意識啓発を行います。また、DVに関する相談窓口や被害者の自立支援等、DVに関する支援内容について情報提供を行います。

事業 69 「女性の人権」に関する意識の向上

| 内容 | | 担当課 | |
|--|--------------------------|-------------------|-------|
| 「女性の人権」に関する広報・啓発活動を進め、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体の意識の向上を図ります。 | | 男女共同参画課 | |
| 内容 | | 担当課 | |
| 女性の性に関する講座を実施します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | 男女共同参画課 | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 講座アンケートにおける満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |

事業 70 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進

| 内容 | | 担当課 | |
|---|--------------------------|-------------------|-------|
| 配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。 | | 男女共同参画課 | |
| 配偶者等からの暴力を防止するためのパンフレット等を作成し、配布します。 | | | |
| 配偶者等からの暴力を防止するために、啓発用動画を作成し、大型ビジョンやホームページ上で放映していきます。 | | | |
| 情報誌や広報紙・ホームページ等により、配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための情報発信を行います。 | | | |
| 区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。 | | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| DVに関する認識度 (区政モニターアンケート) | - | 80% | 対前年度増 |

第4章 計画の内容

| 事業 71 若年層に向けたDV防止啓発の実施 | | | |
|--|--|--|---------|
| 内容 | | | 担当課 |
| 学生などの若年層を対象とした「デートDV」に関する講座を実施するとともに、パンフレット等を利用した早期からの啓発活動を行うことで、DVの被害者にも加害者にもならないための意識づくりを行います。 | | | 男女共同参画課 |
| 中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、デートDVに関する正しい知識や理解を促進するための意識啓発を行います。 | | | |

②虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進

人権尊重や男女共同参画の推進の視点から、子どもや高齢者・障害者に対する虐待等の防止に向けて、意識啓発や相談窓口に関する情報提供を行います。

| 事業 72 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み | | | |
|--|----------------------|---------------|----------|
| 内容 | | | 担当課 |
| 子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かな対応をしていくため、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターでは、児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化していきます。また、児童虐待対応等を含む児童相談行政を一元的・総合的に担うため、区の児童相談所を設置する準備を進めていきます。 | | | 子ども家庭支援課 |
| 人権教育を推進します。 | | | 教育指導課 |
| 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、男女共同参画の考えについて指導します。 | | | |
| 内容 | | | 担当課 |
| 人権尊重の精神に根ざした教育を進めるために、教職員に対し、人権教育研修を実施します。 | | | 教育指導課 |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末の現況 (予定) | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
| 人権教育研修会の参加率 | 100% | 100% | - |

事業 73 高齢者虐待防止に向けた取り組み

| 内容 | 担当課 |
|---|--------|
| 高齢者虐待を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。 | 高齢者支援課 |
| 介護者等による虐待に対応するためのマニュアルを見直します。 | |
| 高齢者総合相談センターを通報・相談窓口とした体制整備を行います。 | |
| 高齢者総合相談センターを中心に関係機関が連携するための仕組みをつくりま す。 | |
| 介護者に対する支援を行います。 | |
| 緊急保護が必要なケースについては、老人福祉法に基づく措置を実施する等、一時 的に保護できる場所を確保します。 | |
| 高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を通じて、関係機関と連携を図ります。 | |

事業 74 障害者虐待防止に向けた取り組み

| 内容 | 担当課 |
|---|--------|
| 「新宿区障害者虐待防止センター」を障害者虐待の通報窓口とし、虐待に関する 相談・通報・届出に対して速やかに対応していきます。 | 障害者福祉課 |

第4章 計画の内容

(2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。

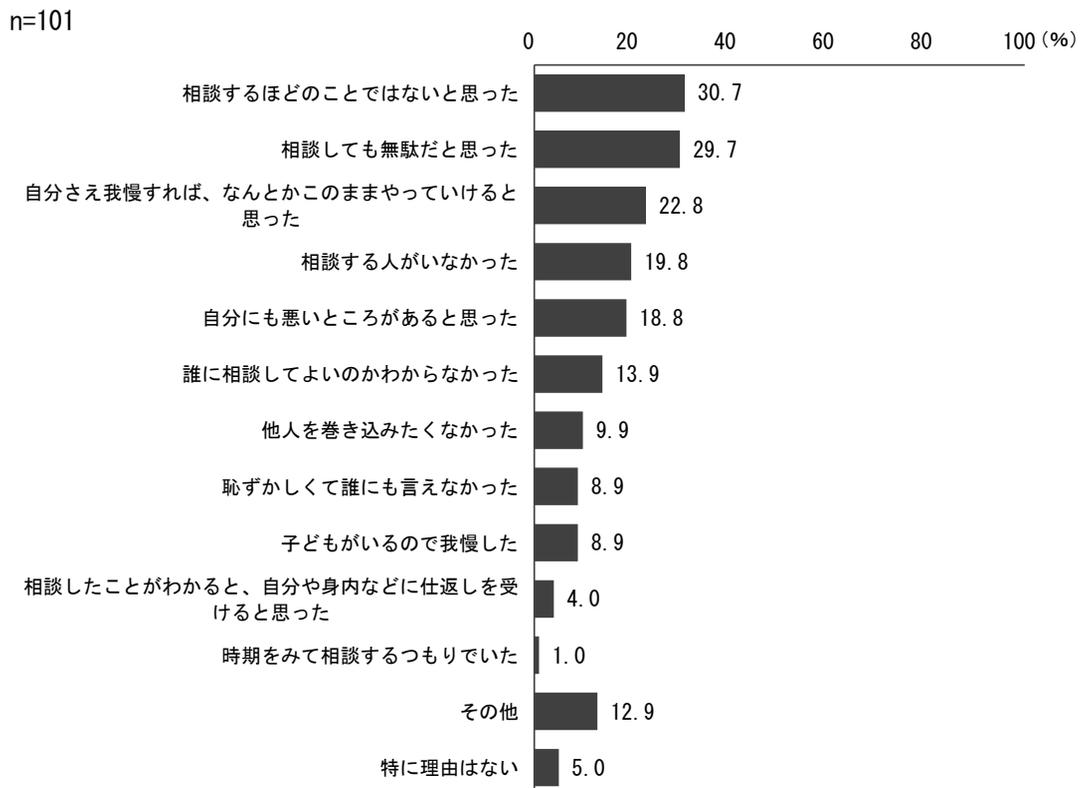
基本方針

DV被害者が安心して相談できる環境づくりを推進します。また、配偶者等からの暴力を防止するために、行政機関や民間団体等との連絡・調整及び関係機関との緊密な連携により、配偶者等からの暴力の防止に向けて対処します。

現状と課題

- ◆ 「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」によると、DVについて相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思った」「相談しても無駄だと思った」が上位に挙げられています。
- ◆ 一人で抱え込まずに気軽に相談できる体制を整えるとともに、DVに関する相談窓口を認識してもらえるように働きかけ、DVに関わる相談へのハードルを下げることが求められます。

■ DVについて相談しなかった理由



資料：「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）」

取組みの方向

①相談支援体制の整備

DV被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるように専門相談を実施するほか、庁内の連携を図り、DVの早期発見・支援を行います。

事業 75 DVに関する専門相談

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 配偶者等からの暴力に関する一義的な相談先として、専用ダイヤルによる相談を受け付けます。DV被害者が一人で悩むことなく相談することで、一人ひとりの状況に応じた助言を行い、被害者の安全の確保や自立のための支援に繋がります。 | 男女共同参画課 |
| 情報誌や広報紙、区公式ホームページへの掲載のほか、女性トイレ個室へのステッカー貼付、リーフレット・カードの配架等により、区の専用ダイヤルのほか、国や都が行っている相談先等も広く周知し、被害者を適切な支援につなげます。 | |

事業 76 DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 庁内の相談窓口での相談をきっかけとして、早期にDVを発見し、支援につなげていくために、各相談機関と連携し、被害者の支援を行います。 | 男女共同参画課 |
| 児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえ、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと連携して対応することで、DV被害者支援と併せて児童虐待防止を図ります。 | |

事業 77 女性への暴力に関する相談体制の整備

| 内容 | 担当課 |
|--|------------------|
| 相談窓口の周知や相談機関と連携し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。 | 男女共同参画課 生活福祉課 |
| 相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。 | |
| 配偶者暴力相談支援センターの職員等、被害者に接する職員に対し、研修への参加促進、外部講師を招いた研修等の実施により、知識等を習得する機会を設け、人材育成を図ります。 | |

第4章 計画の内容

②外国人被害者への対応

外国人のDVの被害者に対して、相談窓口を周知し、安心して相談できる体制を整えます。

| 事業 78 外国人被害者への対応 | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 内容 | 担当課 |
| 相談窓口の情報を多言語で提供します。 | 男女共同参画課 生活福祉課 多文化共生 推進課 |
| 相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。 | |
| 外国人相談窓口を運営します。 | 多文化共生 推進課 |

③暴力の防止に向けた推進体制の整備

DV被害者への相談から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を行うことができるよう、国や都、関係機関と連携します。

| 事業 79 配偶者暴力相談支援センター事業の実施 | |
|--|---------|
| 内容 | 担当課 |
| DV被害者からの相談から自立までの円滑な支援を行うために、庁内において連絡会議等を開催することでDV相談に関する連携を図ります。 | 男女共同参画課 |

| 事業 80 警察・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 | |
|---|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議等を通して、関係機関と連携します。 | 男女共同参画課 |

| 事業 81 国・都への要望と連携 | |
|----------------------------------|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。 | 男女共同参画課 |
| 広域的な対応ができるように、国や都と連携します。 | |

(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。

基本方針

生命・身体に対する危険からDV被害者の身を守るために、安全を確保するための支援を行います。
また、適切な方法で安全を確保した後、DV被害者が自立して生活できるように、生活再建のための支援を行います。

現状と課題

- DV被害者の生命を守り、安全を確保し、生活再建に向けた支援は、区民生活に密接にかかわり身近な存在である基礎自治体の責務であり、関係機関と密接に連携しながら、引き続き取り組むことが重要です。

取組みの方向

①被害者の安全確保

緊急保護を要する被害者及びその子どもなどの一時保護を行い、DV被害者の安全確保に努めます。

事業 82 女性・母子等の緊急一時保護

| 内容 | 担当課 |
|--|-------|
| 緊急保護を要する女性及び母子等を一時的に保護し、身体の安全の確保と自立を支援します。 | 生活福祉課 |

②被害者の自立に向けた支援

被害者の自立に向けて、関係するさまざまな機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

事業 83 DV被害者に対する自立支援に向けた連携

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| DV被害者が自立して生活できるように支援し、就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用のために、DV被害者からの相談に基づき証明書を発行するほか、さまざま支援を行うために、関係各課が連携して取り組んでいきます。 | 男女共同参画課 |

事業 84 民間団体・NPO等との連携

| 内容 | 担当課 |
|---|-------|
| 行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。 | 生活福祉課 |

第4章 計画の内容

(4) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。

基本方針

関係機関と十分に連携しながら、生命（いのち）の安全教育の実施や啓発活動等を行います。

現状と課題

- ◆ DVだけでなく、性犯罪・性暴力も被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身ともに長期間にわたり重大な影響を及ぼすことから、DV対策と同様、未然防止に向けた意識啓発等を実施していくことが重要です。

取組みの方向

①性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みの推進

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、その予防のための取組みを推進します。

事業 85 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 国や都が実施する痴漢撲滅キャンペーンに合わせて、性犯罪・性暴力の撲滅に向けた普及啓発を行います。 | 男女共同参画課 |

〈ともにすすめる〉

目標 5 協働により計画を推進するための体制づくり

(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。

基本方針

区民、地域団体、事業者、NPO等、さまざまな主体と協働・連携しながら、本計画の施策や事業を総合的・効果的に実施します。

現状と課題

- ◆ 本区では、「新宿区男女共同参画推進条例」に基づき、区長の附属機関として「新宿区男女共同参画推進会議」を設置し、男女共同参画に関する基本的な事項についての審査・審議を行っています。
- ◆ 区内女性団体の連携と女性のエンパワーメントを目指し、「しんじゅく女性団体会議」を設置しています。本会議では、女性団体相互の交流を図り、女性の地位向上に向けて、隔月で研修や視察を実施しています。
- ◆ 本計画は、区域全体における男女共同参画推進を図るための指針であり、施策・事業を総合的に体系化したものです。本区が単独で施策・事業を実施するだけでは不十分であり、さまざまな主体と協働・連携しながら、施策展開することが求められます。

取組みの方向

①区民参画による男女共同参画の推進

男女共同参画の推進にあたり、専門的意見や区民の声を積極的に取り入れるため、学識経験者や公募区民などにより構成される「新宿区男女共同参画推進会議」を運営します。

事業 86 男女共同参画推進会議の運営

| 内容 | 担当課 |
|--|---------|
| 男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。 | 男女共同参画課 |

第4章 計画の内容

②事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進

「しんじゅく女性団体会議」等の運営により、男女共同参画の推進に向けて事業者やNPO等の幅広い意見の反映に努めるとともに、協働により講座等を開催します。

事業 87 しんじゅく女性団体会議等の運営

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する意見交換等を行うため、区内で活躍する女性団体等により構成される、しんじゅく女性団体会議等を運営します。 | 男女共同参画課 |

(2) 庁内における計画の推進に取り組みます。

基本方針

男女共同参画に関する施策・事業は、教育、防災、労働、保健、福祉等、幅広い分野にわたっていることから、組織横断的な「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を今後も継続的に設置し、男女共同参画を推進する視点を踏まえながら、区のあらゆる施策・事業を展開します。

また、全職員・教職員が男女共同参画を意識しながら、日々の業務に取り組めるように、より一層の意識啓発を図ります。

現状と課題

- ◆ 本区では、庁内の連絡調整機関として「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を設置しており、全庁をあげてさまざまな施策を計画的に推進しています。
- ◆ 全庁的に男女共同参画を推進する体制を構築するとともに、全職員・教職員が、男女共同参画の意義を理解し、政策・施策・事業の立案や実施に際して、男女共同参画を意識しながら日々の業務に取り組むことが求められます。

取組みの方向

① 庁内での計画推進

庁内の組織である「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を中心に、計画の着実な推進を図るとともに、新たな課題への対応を検討します。

事業 88 男女共同参画行政推進連絡会議の運営

| 内容 | 担当課 |
|---|---------|
| 男女共同参画行政推進連絡会議の定期的な開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していきます。 | 男女共同参画課 |
| 区のあらゆる施策を男女共同参画の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。 | |

第4章 計画の内容

| （再掲）事業 37 区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施 | |
|--|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 相談窓口において、相談者に迅速で適切な対応を行います。 | 男女共同参画課 |
| 情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。 | |
| 貸出し用啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。 | |

| （再掲）事業 38 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進 | |
|---|-----|
| 内容 | 担当課 |
| 男女ともに職員が等しく活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進するため、特定事業主行動計画の数値目標達成に向けた取組みを、地域に率先して行っています。職員の意識啓発のため、全ての職層を対象として「スマートワーキング研修」を行います。また、育児・妊娠・介護事情のある職員等を対象とする早出・遅出勤務制度を導入し、安定的に働くことができるように環境整備をしています。 | 人事課 |

| （再掲）事業 58 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発 | |
|---|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 情報誌等を通じて、あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。 | 男女共同参画課 |

(再掲) 事業 59 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進

| 内容 | 担当課 |
|--|-----|
| 区の女性職員が積極的に管理監督者を目指せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。 | 各課 |

| 内容 | 担当課 |
|--|-----|
| 各職員の能力や適性に基づき職員配置や職務分担を決定するとともに、男女ともにライフイベントを踏まえた昇任を支援します。 ・研修履修単位制度導入による係長職昇任能力実証等 ・育児、介護等のライフイベントを踏まえた任用待機制度 | 人事課 |

| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
|----------------|--------------------------|-------------------|------|
| 管理職に占める女性職員の割合 | - | 22% | - |
| 課長補佐に占める女性職員割合 | | 33% | |
| 係長級に占める女性職員の割合 | | 50% | |

(再掲) 事業 66 男女平等教育研修の実施

| 内容 | 担当課 | | |
|--|--------------------------|-------------------|------|
| 教職員の意識を高め、男女共同参画への理解を促進するため、教職員を対象とした人権教育研修を実施します。 | 教育指導課 | | |
| 主な指標 | 5 (2023) 年度末 の現況 (予定) | 9 (2027) 年度 目標 | 年度目標 |
| 人権教育研修会の参加率 | 100% | 100% | - |

第4章 計画の内容

②計画の進捗管理

計画の着実な推進に向けて、計画の進捗管理を行います。

| 事業 89 男女共同参画の着実な推進 | |
|---|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、PDCA サイクルに基づく計画の進捗状況管理を適宜行います。 | 男女共同参画課 |

(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。

基本方針

区の意向を国や都に要望するとともに、区の政策形成・施策立案に際して必要な情報を収集するため、国や都との連携・調整を行います。

現状と課題

- ◆ 区だけでは対応が困難な施策・事業を効果的に展開するために、国や都と連携・調整を図る必要があります。
- ◆ 男女共同参画に関連する法制度等の周知については、国や都と連携し、区民や事業者等に働きかけることが求められます。

取組みの方向

①国・都への要望と連携

計画の推進にあたり、国・都との連携を図るとともに、区からの要望等の情報発信を積極的に行います。

| (再掲) 事業 81 国・都への要望と連携 | |
|----------------------------------|---------|
| 内容 | 担当課 |
| 国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。 | 男女共同参画課 |
| 広域的な対応ができるように、国や都と連携します。 | |

主な指標一覧

〈ともにみとめあう〉

目標 1 多様性をみとめあう社会づくり

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業番号 | 目標指標 | 5 (2023) 年度末現況 | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 | |
|------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------|-----------|-----------|
| (1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。 | ①男女共同参画に向けた意識の形成 | 1 | 講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 | |
| | | 2 | 男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数 | 7人 | 10人 | - | |
| | ②メディアにおける性差別の防止 | 6 | 性別役割分担意識に反対する人の割合 | 70% | 75% | 対前年度増 | |
| | ④男女共同参画に関する調査・研究 | 12 | 「男女共同参画に関する意識について」の区政モニターアンケートの実施 | 年1回 | 年1回 | 1回 | |
| (2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。 | ①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発 | 16 | 若者対象講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 | |
| | | | 若者のつどいの開催 | 年1回 | 年1回 | 1回 | |
| | | 17 | 男性対象講座の満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 | |
| | ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発 | 18 | | 各種講座(家庭教育講座・PTA研修会・家庭教育支援セミナー・PTAへの専門家派遣)の実施 | 実施 | 実施 | 継続実施 |
| | | | | 入学前プログラムの実施回数 | 年29回 | 年29回 | |
| | | | | 家庭教育ワークシートの作成・配布 | 実施 | 実施 | |
| | | | | 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援に特化した支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | | | 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数 | - | 8事業 | 8事業 |
| | | | | 生涯学習館まつりを全5館で開催 | 全5館で実施 | 全5館で実施 | 全5館で実施 |
| | | | | 生涯学習館まつり参加団体数 | - | 登録団体数の30% | 登録団体数の30% |
| | | 暮らしを豊かにする講座やニーズの高い講座など、多様な講座の開催 | 実施 | 実施 | 実施 | | |
| (3) ライフステージに応じた健康支援を行います。 | ③こころの健康支援 | 24 | 睡眠で十分な休養が取れている人の割合 | 26% (※) | 80% 11 (2029) 年度 | - | |
| | | 25 | こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 | 52% | 56% 11 (2029) 年度 | - | |

※第三次男女共同参画推進計画での指標は「睡眠で十分な休養が取れていない人の割合」

第4章 計画の内容

〈ともにささえあう〉

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業番号 | 目標指標 | 5(2023) 年度末現況 | 9(2027) 年度目標 | 年度目標 |
|-------------------------------------|---------------------------|------|---|------------------|-----------------|--------|
| (1) 働き方に対する意識啓発を推進します。 | ① 多様で柔軟な働き方を進める意識改革 | 30 | ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数 | 6回 | 6回 | 各年度6回 |
| | | 31 | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | 70% | 75% | 対前年度増 |
| (2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。 | ① 区内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 | 32 | ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 | 年20社 | 20社 | 各年度20社 |
| | | | ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数 | 1社 | 1社 | 各年度1社 |
| | | 33 | ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数 | 2社 | 2社 | 各年度2社 |
| | | 34 | ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数(再掲:事業30) | 6回 | 6回 | 各年度6回 |
| | ③ 区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進 | 39 | セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| サービス事故防止研修の実施 | | | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | |

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業 番号 | 目標指標 | 5 (2023) 年度末現況 | 9 (2027) 年度目標 | 年度目標 |
|--|---------------------|----------|--|-------------------|----------------------------------|--|
| (3)子育て や介護と仕 事を両立で きる支援を 行います。 | ①子育てを行う家 庭に対する支援 | 40 | 保育所待機児童数 | 0人 (4月時 点) | 0人 (4月時 点) | - |
| | | 41 | 学童クラブの定員 | 4所の定員 拡充 | 2,567人 | 令和6年度末 2,405人 令和7年度末 2,500人 令和8年度末 2,567人 |
| | | | 学童クラブ利用者アンケートの満足度 | - | 90% | 各年度90% |
| | | 再掲 25 | こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 | 52% | 56% <small>11(2029)年度</small> | - |
| | | 47 | 産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合 | 80% | 80% | - |
| | ②介護を行う家庭 に対する支援 | 52 | 小規模多機能型居宅介護等の登録定員数 | 9所 241人 | 10所 270人 | - |
| | | | 認知症高齢者グループホームの定員数 | 12所 198人 | 15所 270人 | |
| | | | ショートステイの定員数 | 12所 119人 | 12所 119人 | |
| | | | 区内特別養護老人ホームの定員数 | 10所 762人 | 10所 762人 | |

第4章 計画の内容

〈ともにかがやく〉

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業番号 | 目標指標 | 5(2023)年度末現況 | 9(2027)年度目標 | 年度目標 |
|-------------------------------|-------------------------|------|---|--------------|-------------|-----------|
| (1) 働く場における女性の活躍を推進します。 | ①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援 | 53 | 働く女性応援講座満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |
| | | 56 | ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合 | 50% | 現状維持 | 現状維持 |
| (2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。 | ①女性の政策・方針決定過程への参画 | 57 | 審議会等における女性委員の比率 | 36.7% | 40% | - |
| | ②区職員における女性活躍の推進 | 59 | 管理職に占める女性職員の割合 | - | 22% | - |
| | | | 課長補佐に占める女性職員割合 | - | 33% | |
| 係長級に占める女性職員の割合 | - | 50% | | | | |
| (3) 地域における男女共同参画を推進します。 | ②家庭・地域団体での男女共同参画の推進 | 62 | 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援に特化した支援の実施(再掲:事業18) | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | | 高齢者教養講座支援事業および広報活動支援の延べ申請事業数(再掲:事業18) | - | 8事業 | 8事業 |
| | | | 生涯学習館を全5館で実施する。(再掲:事業18) | 全5館で実施 | 全5館で実施 | 全5館で実施 |
| | | | 生涯学習館まつり参加団体数(再掲:事業18) | - | 登録団体数の30% | 登録団体数の30% |
| | | | 暮らしを豊かにする講座やニーズの高い講座など、多様な講座の開催(再掲:事業18) | 実施 | 実施 | 実施 |
| (4) 教育の場における男女共同参画を推進します。 | ①教育分野における男女共同参画の推進 | 64 | 人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | - |
| | | 65 | 進路指導主任会の開催 | 5回 | 5回 | 各年度5回 |
| | ②教職員の男女共同参画の推進 | 66 | 人権教育研修会の参加率 | 100% | 100% | - |

〈ともにおもいやる〉

目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業番号 | 目標指標 | 5(2023)年度末現況 | 9(2027)年度目標 | 年度目標 |
|-------------------------------------|--------------------------|------|----------------|--------------|-------------|-------|
| (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。 | ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進 | 69 | 講座アンケートにおける満足度 | 90% | 90% | 対前年度増 |
| | | 70 | DVに関する認識度 | - | 80% | 対前年度増 |
| | ② 虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進 | 72 | 人権教育研修会の参加率 | 100% | 100% | - |

〈ともにすすめる〉

目標5 協働により計画を推進するための体制づくり

| 個別目標 | 取組みの方向 | 事業番号 | 目標指標 | 5(2023)年度末現況 | 9(2027)年度目標 | 年度目標 |
|-------------------------|------------|----------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|
| (2) 庁内における計画の推進に取り組めます。 | ① 庁内での計画推進 | 再掲 38 | セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | | | サービス事故防止研修の実施 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 | すべての区立学校で実施 |
| | | 再掲 59 | 管理職に占める女性職員の割合 | - | 22% | - |
| | | | 課長補佐に占める女性職員の割合 | | 33% | |
| 係長級に占める女性職員の割合 | 50% | | | | | |